

---

# 福井市国民保護計画

---

平成19年3月 作成

平成28年3月 変更

平成28年5月 変更(軽微)

令和2年1月 変更(軽微)

福 井 市



## 福井市国民保護計画 目次

第1章	総則		
第1節	計画の目的		1
第2節	基本的な考え方		2
第3節	用語の定義		4
第4節	計画の構成等		7
第5節	地域の特性		8
第6節	計画の対象となる事態		13
第7節	関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱		15
第8節	関係機関との連携		21
第2章	平常時の備え		
第1節	組織及び体制の整備		23
第2節	訓練		24
第3節	備蓄		26
第4節	医療救護体制の整備		27
第5節	要配慮者支援体制		28
第6節	地域の防災・防犯組織及び自治会等の地域コミュニティ		31
第7節	ボランティア活動への支援		33
第8節	国民保護に関する知識の普及等		35
第9節	避難誘導體制の整備等		37
第10節	避難施設の指定及び整備		39
第11節	特殊標章等に関する平常時の備え		40
第3章	実施体制		
第1節	実施体制の整備		43
第2節	応援の要請		50
第3節	情報の収集、提供		52
第4節	住民に対する協力要請		58
第5節	ボランティアの受入体制		59
第6節	特殊標章等の交付、表示		61
第4章	避難及び救援		
第1節	住民の避難		63
第2節	避難住民等の救援		72
第3節	緊急輸送		77
第4節	交通の確保		78
第5章	武力攻撃災害への対処等		
第1節	生活関連等施設の安全確保		81

## 目次

第2節	危険物質等に係る災害への対処	83
第3節	石油コンビナート等に係る災害への対処	85
第4節	放射性物質等による汚染の拡大の防止	86
第5節	災害拡大の防止措置	88
第6節	退避の指示	89
第7節	警戒区域の設定	90
第8節	消防に関する措置等	91
第9節	防疫対策	93
第10節	廃棄物対策	96
第11節	生活の安定に関する措置	98
第12節	補償及び費用負担	100
第13節	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	102
第6章	施設の復旧と生活の安定	
第1節	被災施設及び被災地の復旧	107
第2節	生活の安定	109
資料編		
1	福井市国民保護協議会条例	1
2	福井市国民保護対策本部等条例	2
3	福井市国民保護協議会委員・幹事及び構成団体一覧	4
4	安否情報の照会及び回答の手続きその他必要な事項を定める省令	6
5	赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン	14

# 第 1 章 総則

## 第 1 節 計画の目的

我が国の平和と国民の安全を確保するためには、日本国政府の平常時からの外交努力により、武力攻撃の発生を未然に防ぐことが何よりも重要である。しかし、こうした外交努力にもかかわらず、国民の安全に被害が及ぶ事態が発生し、又はそのおそれがある場合は、国や地方公共団体は、国民の生命、身体及び財産を保護する必要がある。

- (1) この計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）に基づき、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、福井市の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置、国民の協力その他の必要な事項を定めるものとする。
- (2) 福井県国民保護計画を受け、福井市全体として適切な態勢を整備し、福井市、県、指定地方行政機関及び指定公共機関等の防災関係機関が、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

## 第2節 基本的な考え方

### 1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続きの下に行う。

### 2 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申し立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを、出来る限り迅速に処理するよう努める。

### 3 情報伝達体制の確立

#### (1) 正確かつ適切な情報提供

武力攻撃事態等において、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報などについて、正確な情報を適時かつ適切に提供する。

#### (2) 迅速な情報提供

新聞、放送、インターネットなどの各種広報手段を活用して、迅速に国民保護措置に関する情報を提供するよう努める。

### 4 要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の保護について配慮する。

また、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

### 5 指定公共機関等の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

### 6 男女のニーズの違いへの配慮

市は、国民保護措置の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、方針決定過程や地域活動への女性の参画を推進するなど、本計画のすべての事項を通して男女のニーズの違いへの配慮に努める。

### 7 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

**8 初動体制の確立**

国から警報が発令された場合や武力攻撃事態等に係る兆候に関する情報を入手し、市長が必要と認めた場合、福井市危機情報センター（以下「危機情報センター」という。）を設置し、国や県及び関係機関との間で情報の共有を図り、国民保護措置を迅速に実施する。

**9 国民の自発的意思による協力**

国民保護措置の実施に関し、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

**10 関係機関相互の連携協力の確保**

国民保護措置の円滑な実施を図るため、国、県、他の市町村及び関係機関と平常時から相互の連携体制の整備に努める。

第 3 節 用語の定義

この計画における主な用語の定義は、次のとおりとする。

(住民関連)

用語	意義
住民	福井市に居住する者及び福井市に滞在するすべての者をいう。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
要配慮者	次のいずれかに該当する者をいい、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人などが考えられる。 (1) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者 (2) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者 (3) 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者 (4) 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者

(武力攻撃関連)

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
N B C 攻撃	核兵器 ( nuclear weapons )、生物兵器 ( biological weapons ) 又は化学兵器 ( chemical weapons ) による攻撃をいう。

(避難、救援関連)

用語	意義
避難	<p>危険を一時的に避けるため、武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む）に逃れることをいう。</p> <p>国民保護措置においては、武力攻撃事態等対策本部（以下「国対策本部」という。）の本部長（以下「国対策本部長」という。）が知事に対し避難措置を講ずべきことを指示し、これに基づき知事が避難を指示する。</p>
退避	<p>国対策本部長から避難の措置を講ずべきことの指示がなくとも、住民の生命等の保護のためなど、特に必要があると認めるときに地域の住民に対して市長又は知事が指示する避難をいう。</p>
要避難地域	<p>住民の避難が必要な地域をいう。</p>
避難先地域	<p>住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。</p>
関係近接要避難地域	<p>国民保護法第 5 4 条第 1 項に基づき、知事が、要避難地域に近接する地域の住民をも避難させる必要があると認めた場合における当該地域をいう。</p>
要避難地域等	<p>要避難地域及び関係近接要避難地域をいう。</p>
緊急物資	<p>避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。</p>

(関係機関、施設関連)

用語	意義
指定行政機関	<p>次に掲げる機関で、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 2 5 2 号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 1 1 年法律第 8 9 号）第 4 9 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和 2 3 年法律第 1 2 0 号）第 3 条第 2 項に規定する機関</li> <li>2 内閣府設置法第 3 7 条及び第 5 4 条並びに宮内庁法（昭和 2 2 年法律第 7 0 号）第 1 6 条第 1 項並びに国家行政組織法第 8 条に規定する機関</li> <li>3 内閣府設置法第 3 9 条及び第 5 5 条並びに宮内庁法第 1 6 条第 2 項並びに国家行政組織法第 8 条の 2 に規定する機関</li> <li>4 内閣府設置法第 4 0 条及び第 5 6 条並びに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する機関</li> </ol>
指定地方行政機関	<p>指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第 4 3 条及び第 5 7 条（宮内庁法第 1 8 条第 1 項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第 1 7 条第 1 項並びに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。</p>

## 第 1 章 総則

指定公共機関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）第 1 条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
指定公共機関等	指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
緊急消防援助隊	消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 45 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊をいう。
生活関連等施設	国民保護法第 102 条第 1 項に規定する生活関連等施設（発電所、ガスホルダー等）をいう。
消防吏員等	消防吏員、警察官又は海上保安官をいう。
警察官等	警察官、海上保安官又は自衛官をいう。
警察署長等	警察署長、海上保安部長等又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 76 条第 1 項、第 78 条第 1 項若しくは第 81 条第 2 項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民の保護のための実施を命ぜられた自衛隊の部隊等若しくは同法第 77 条の 3 第 1 項の規定により派遣を命ぜられた部隊等をいう。）の長をいう。
海上保安部長等	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「国民保護法施行令」という。）第 7 条の管区海上保安本部の事務所の長をいう。

### （原子力災害関連）

用語	意義
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外（事業所外運搬の場合にあっては、運搬に使用する容器外）へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。
応急対策実施区域	応急対策を実施すべき区域をいう。
原子力防災管理者	原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 9 条第 1 項の原子力防災管理者をいう。
事業所外運搬	原災法第 2 条第 2 号に規定する事業所外運搬をいう。
原子力事業者	原災法第 2 条第 3 号に規定する原子力事業者をいう。

## 第 4 節 計画の構成等

### 1 計画の構成

本計画は、次の 6 章からなる。

- |       |             |
|-------|-------------|
| 第 1 章 | 総則          |
| 第 2 章 | 平常時の備え      |
| 第 3 章 | 実施体制        |
| 第 4 章 | 避難及び救援      |
| 第 5 章 | 武力攻撃災害への対処等 |
| 第 6 章 | 施設の復旧と生活の安定 |

### 2 福井市地域防災計画等との関係

#### (1) 福井市地域防災計画

この計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等に対処するためのものであるのに対し、『福井市地域防災計画』は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）に基づいて、台風や地震等の自然災害又は大規模事故などに対処するもので、別の法体系による計画である。

しかし、災害の発生原因は異なるものの、その災害の態様及びこれらへの対処には類似性があると考えられる。この計画では、武力攻撃事態等における特有の事項について定めており、この計画に定めのない事項については『福井市地域防災計画』の定めにより対応する。

また、双方の計画において共有すべき資料等については、地域防災計画に集約する。

#### (2) 福井市危機管理計画

『福井市危機管理計画』では、市民及び福井市に滞在するすべての者の生命、身体及び財産並びに市政に重大な影響を及ぼすすべての危機に対し、福井市が取り組む危機管理体制の基本的な事項を規定している。

従って、福井市は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態として国が認定するまでの間、この計画に基づき対応する。

### 3 計画の周知徹底

市は、住民及び関係機関に対し『福井市地域防災計画』や『福井市危機管理計画』との関連も含めて、この計画の基本的な考え方の周知を図る。

### 4 計画の変更

今後、この計画の基準となる国の基本指針及び福井県国民保護計画が修正される場合もある。また、今後の国際情勢の変化により、想定する武力攻撃事態そのものの見直しもあり得る。そうした場合、必要に応じて計画の変更を行う。なお、この計画を変更するときは、国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、あらかじめ、国民保護法第 39 条第 1 項の規定により設置された「福井市国民保護協議会」に諮問し、意見を求める。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

## 第5節 地域の特徴

### 1 地形

福井市は、福井県の北部に位置し、北は坂井市及び永平寺町、東は大野市及び勝山市、南は鯖江市、越前町及び池田町に接し、西は日本海に面している。

地形は、中央に福井平野が開けており、米どころ福井を支える広大な農地が広がっている。その中央にJR福井駅周辺を核とした市街地が形成されている。

福井平野の東西は山地に挟まれており、東は飯降山や剣ヶ岳などに代表される600～800m級の山々、西は国見岳や越知山などに代表される400～600m級の山々が連なっている。

一方、西側一帯は日本海に面し、その延長は約45kmに及ぶ。北部には比較的遠浅で背後地の広い砂丘海岸が形成され、これより南は山並みが切り立って迫る岩礁海岸が続いている。

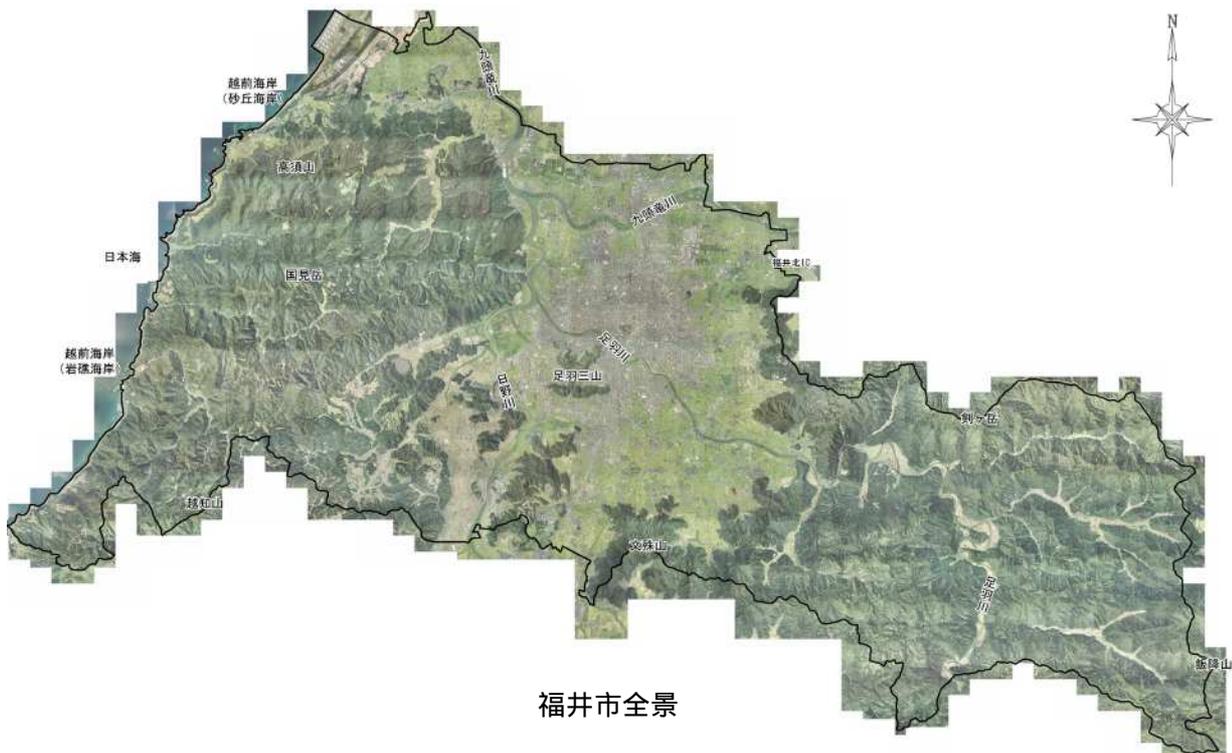
以上のことから、地形的条件からみた福井市における武力攻撃事態等の特性は、おおむね次のように整理される。

西部の日本海側からの武力攻撃・侵攻等が基本になると想定される。

- ・このうち、北部の砂丘海岸では、陸地が広いことから着上陸侵攻が想定される。
  - ・これより南部の岩礁海岸では、ゲリラや特殊部隊の侵入が想定される。
- 海岸線の背後地となる国見岳などの山間では、侵攻拠点の設置が想定される。



福井市の位置



福井市全景

## 2 気候

福井市の年平均気温は14.5 である。気温が最も高いのは8月で、平均気温は27.2 、気温が最も低いのは1月で、3 である。その差は24.2 もあり、寒暖の変化が著しい。年間の降水量は2,237mm に達し、降水量が多いのは12月と1月で、これは雨や雪の日が多くなるためである。次に降水量が多いのは7月であるが、これは梅雨末期の大雨によるもので、最近でも平成16年と平成18年に豪雨が発生している。

9月は台風や秋雨前線の影響が大きい。逆に8月と4月は少ない。

福井市は、豪雪地帯の一つでもあり、12～2月にかけて降雪が多く、特に東部の美山地区では、長期間にわたり深い雪に覆われる。風は冬期に北西の季節風が海岸部を中心に強く、波も高くなる。夏期は南よりの季節風が吹くが全般に弱い。上空では偏西風の影響で年間を通して西よりの風のことが多い。以上のことから、気候からみた福井市における武力攻撃事態等の特性は、おおむね次のように整理される。

冬期は海が荒れるため、着上陸侵攻や特殊部隊等の侵入は困難と想定される。

偏西風の影響により、福井市より西方の地域における原子力災害やNBC攻撃等の影響が及ぶおそれがある。

## 3 人口分布

福井市の人口は263,228人で福井県の総人口767,167人の約3割に相当する(令和元年12月1日福井県の推計人口)。人口は福井平野に形成された市街地(都市計画法上の市街化区域)に集積しており、福井市全体の約8割弱が市街地に居住している。

市街地の人口を地区別にみると、中心市街地にあたる中央・松本・宝永・花月における可住地人口密度が最も高く、市街地郊外部へいくにつれて低層・低密度な地区が広がるという、同心円的な密度構成になっている。以上のことから、人口分布からみた福井市における武力攻撃事態等の特性は、おおむね次のように整理される。

昼夜間ともに人口が集積する市の中心部が、爆破やNBC攻撃などの目標となることが想定される。

## 4 道路

福井市は、東部に北陸自動車道が縦貫し、北陸・東北方面と関西・中京方面に繋がっており、福井ICと福井北ICが開設されている。また、一般国道8号も市街地東部を縦貫し、北陸自動車道と合わせて福井市の広域的な幹線道路網を形成している。

その他の南北道路網では、市街地の中心部に主要地方道福井丸岡線(通称:フェニックス通り)が縦貫し、福井市の発展を支える背骨として機能しているほか、海岸線には唯一の幹線道路であり、観光道路でもある一般国道305号が坂井市と越前町に繋がっている。

一方、東西方向の道路網では、一般国道158号が市街地中心部から東へ伸び、美山地区の中央を縦貫して大野市や岐阜県方面へ繋がっている。また、北部には一般国道416号が横断しており、西は海岸線、東は永平寺町を経て勝山市方面に繋がっている。

## 第 1 章 総則

これらの骨格道路網を県道や市道等が補完するとともに、土地区画整理事業により碁盤目状に整備された道路網が福井市の交通を支えている。

以上のことから、道路網からみた福井市における武力攻撃事態等の特性は、おおむね次のように整理される。

関西・中京方面と北陸・東北方面を結ぶ主要なルート上に位置することから、着上陸兵力が関西・中京方面侵攻を目標とした場合、その兵力は福井市を通ることが考えられる。

市街地の道路網は碁盤目状に整備されているため、避難路の確保が容易である。

美山地区の幹線道路は、東西の通りに偏っているため、避難を行う場合には、市街地（平野部）や隣接する大野市へ一旦向う必要がある。

美山地区・越廼地区は、主要道路の代替路線がないため、孤立するおそれがある。

### 5 鉄道、港湾、空港

滋賀県と石川県を結ぶＪＲ北陸本線が、一般国道８号と並行する形で市街地を縦貫しており、中心市街地にはＪＲ福井駅が開設されているほか、大土呂、越前花堂、森田の駅がある。越前花堂駅からはＪＲ越美北線が東へ伸び、大野市へと繋がっている。

また、福井鉄道が市街地を縦貫し、越前市方面へと繋がっているほか、えちぜん鉄道が２路線走り、勝山市方面並びに坂井市方面へと繋がっている。

福井市の北西部、日本海に面する棗地区には、隣接する坂井市と一体となって福井港が開港しており、１．５万ｔ級の船が３隻、５千ｔ級の船が６隻係留できる岸壁と、豊富な荷捌地や野積場、上屋等が整備されている。

このほか、北に隣接する坂井市にある福井空港は、小型機の基地等として使用されているほか、県警及び県防災航空隊のヘリコプターも配備されている。また、市街地の北西、西藤島地区にある市の防災ステーションには、自衛隊の大型双発輸送ヘリコプターも離発着が可能なヘリポート適地も整備されている。さらに、市内各地には足羽川板垣橋下流右岸河川敷をはじめとする１０箇所以上のヘリポート適地を有している。

以上のことから、鉄道・港湾・空港からみた福井市における武力攻撃事態等の特性は、おおむね次のように整理される。

鉄道網の結節点となるＪＲ福井駅は、特に朝夕の通勤・通学の時間帯における利用者が多く、NBC攻撃等の目標となることが想定される。

福井市単独では有していないが、大量輸送に適した港湾に隣接しているため、避難路として海路を利用することも考えられる。

福井空港や防災ステーションは、武力攻撃事態等における航空機による輸送・支援物資集積等の拠点としても機能し得る。

## 6 その他

中心市街地は、人口が集中しているだけでなく、県庁や市役所などの行政機関、放送機関など、都市機能の中枢が集積している。

さらに、市街地には数多くの店舗が集積している。その他、郊外にもショッピングセンターや公共施設など、多数の人々が集まる大規模集客施設が点在している。

福井港を中心とする臨海工業地帯（テクノポート福井）には、福井国家石油備蓄基地が整備されている。我が国への石油の供給が不足する事態が生じた場合において、石油の安定的な供給を確保し、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資することを目的としており、全国消費量のおよそ 6 日分の原油を貯えている。

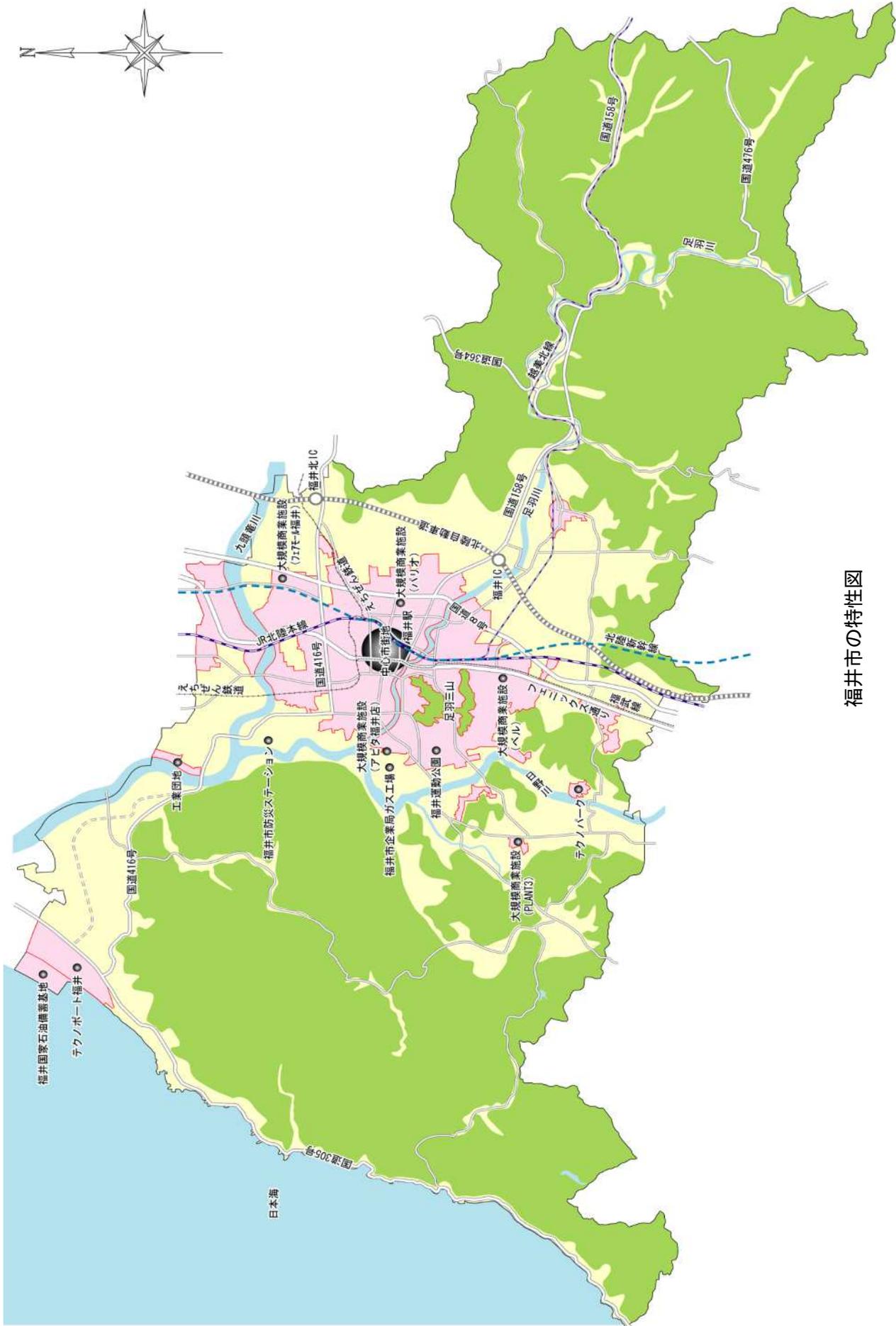
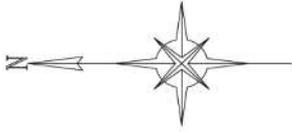
テクノポート福井は、福井県最大の工業団地でもあり、大規模な製造及び化学工場などが集積している。

また、市街地の西方には、LNG 貯蔵及び供給施設があり、液化天然ガスを原料とした都市ガスの製造が行われている。

以上のことから、福井市におけるその他の武力攻撃事態等の特性は、おおむね次のように整理される。

都市の中枢機能が集積する中心市街地のほか、市内各所に大規模集客施設が点在しているため、NBC 攻撃等の目標となる箇所が多いと考えられる。

テクノポート福井一帯には、原油や危険物質等を大量に保管・保有する事業所が多く、爆破等の目標となることが考えられる。



福井市の特性図

## 第6節 計画の対象となる事態

### 1 武力攻撃事態の種類

武力攻撃事態について、国が示している類型や事態の特徴は、次のとおりである。

	類型	事態の特徴
武力 攻撃 事態	1 着上陸侵攻による攻撃	(1) 船舶により上陸する場合には、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 (2) 航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。 (3) 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。
	2 ゲリラや特殊部隊による攻撃	(1) 突発的に被害が発生することもある。 (2) 被害は、比較的狭い範囲に限定されるのが一般的だが、攻撃目標となる施設（原子力事業所などの生活関連等施設など）の種類によっては、被害が大きくなるおそれがある。 (3) 核・生物・化学兵器や放射性物質を拡散することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）が使用されることも想定される。
	3 弾道ミサイル攻撃	(1) 発射時点で着弾地域を特定することが極めて困難であり、短時間での着弾が予想される。 (2) 弾頭の種類（通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか）を着弾前に特定するのが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なる。
	4 航空機による攻撃	(1) 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、予め攻撃目標を特定することが困難である。 (2) 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。

## 第1章 総則

### 2 緊急処理事態の類型及び対応

緊急処理事態について、国が示している類型は、次のとおりである。

なお、武力攻撃事態は、相手の国による武力攻撃が該当するのに対し、緊急処理事態は、武力攻撃に準じた手段で、多数の人を殺傷する大規模テロ等が該当する。

緊急処理事態における緊急対処保護措置については、法令、国の基本指針及びこの計画で定めるところにより、警報の通知及び伝達に関するもの以外は、武力攻撃事態等における国民保護措置を準用して対応する。

	類型	事態の例
緊急処理事態	1 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	(1) 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設などの爆破 (2) 危険物積載船などへの攻撃 (3) ダムの破壊 (4) 原子力事業所などの破壊
	2 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	(1) 大規模集客施設、ターミナル駅などの爆破 (2) 列車等の爆破
	3 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	(1) 放射性物質を混入させた爆弾(ダーティボム)等の爆発による放射能の拡散 (2) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 (3) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 (4) 水源地に対する毒素等の混入
	4 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	(1) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ (2) 弾道ミサイル等の飛来

## 第7節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 福井市の責務

国が定める基本指針、県の国民保護計画及びこの計画に基づき、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

福井市域において関係機関が実施する国民保護措置について、相互に連携しながら推進する。

### 2 処理すべき事務又は業務

国民保護措置について、市、市を管轄する消防機関及び警察機関、県、自衛隊、指定地方行政機関並びに指定公共機関等は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

#### (1) 福井市

機関名	処理すべき事務又は業務
福井市	(1) 福井市国民保護協議会に関する事務 (2) 国民保護措置に関する組織の整備 (3) 国民保護措置に関する知識の普及及び訓練 (4) 福井市国民保護対策本部等に関する事務 (5) 国民保護措置に関する情報の伝達 (6) 武力攻撃事態等における住民の避難誘導に関する措置 (7) 武力攻撃事態等における避難住民等の救援に関する措置 (8) 緊急輸送及び必要物資の調達 (9) 安否情報の収集及び提供 (10) 被災情報の収集 (11) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (12) 防疫及び廃棄物処理に関する措置 (13) 応急復旧及びライフラインの確保 (14) ボランティアに関する支援 (15) 被災公共施設の復旧 (16) 福井市の管轄区域内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

#### (2) 消防機関

機関名	処理すべき事務又は業務
福井市消防局	(1) 消防活動に関する措置
福井市消防団	(2) 住民の避難誘導、救助、救急等 (3) 安否情報の収集

## 第 1 章 総則

### (3) 警察機関

機関名	処理すべき事務又は業務
福井警察署 福井南警察署	(1) 住民の避難誘導及び救助 (2) 警戒区域、防護対策を講じるべき区域における立入制限及び警戒警備 (3) 緊急交通路の確保等の交通規制

### (4) 福井県

機関名	処理すべき事務又は業務
福井県	(1) 福井県国民保護協議会に関する事務 (2) 国民保護措置に関する施設及び組織の整備 (3) 国民保護措置に関する知識の普及及び訓練 (4) 福井県国民保護対策本部等に関する事務 (5) 国民保護措置に関する情報の伝達 (6) 武力攻撃事態等における住民の避難に関する措置 (7) 武力攻撃事態等における避難住民等の救援に関する措置 (8) 緊急輸送及び必要物資の調達 (9) 安否情報の収集及び提供 (10) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (11) 防疫及び廃棄物処理に関する措置 (12) 応急復旧及びライフラインの確保 (13) 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他国民生活の安定に関する措置の実施 (14) ボランティアに関する支援 (15) 被災公共施設の復旧 (16) 国民保護措置に関する行政機関、公共機関及び市町相互間の連絡調整 (17) 市町が処理する事務の指示及び支援

### (5) 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	(1) 武力攻撃事態等における人命及び財産の保護 (2) 武力攻撃事態等における国民保護措置の支援

## (6) 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務
1 中部管区警察局	(1) 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 (2) 他管区警察局との連携 (3) 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 (4) 警察通信の確保及び統制
2 近畿中部防衛局	(1) 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 (2) 米軍施設内通行等に関する連絡調整
3 北陸総合通信局	(1) 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 (2) 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関する こと。 (3) 非常事態における重要通信の確保 (4) 非常通信協議会の指導育成
4 北陸財務局 (福井財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する災害融資 (2) 金融機関に対する緊急措置の指示 (3) 普通財産の無償貸付 (4) 被災施設の復旧事業費の査定の立会
5 大阪税関 (敦賀税関支署)	(1) 輸入物資の通関手続
6 近畿厚生局	(1) 救援等に係る情報の収集及び提供
7 福井労働局	(1) 被災者の雇用対策
8 北陸農政局 (福井支局)	(1) 武力攻撃災害対策用食料の確保 (2) 農業関連施設の応急復旧
9 近畿中国森林管 理局 (福井森林管理署)	(1) 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
10 近畿経済産業 局	(1) 救援物資の円滑な供給の確保 (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 (3) 被災中小企業の振興 (4) 電気・ガス・工業用水道の供給の確保に係る指導・要請
11 中部近畿産業 保安監督部	(1) 電気の保全
12 中部近畿産業 保安監督部 (近畿支部)	(1) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設の保全 (2) 鉱山における災害時の応急対策

## 第1章 総則

機関名	処理すべき事務又は業務
13 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所) (足羽川ダム工事事務所)	(1) 被災時における直轄河川、直轄国道等の公共土木施設の応急復旧
14 北陸地方整備局 (敦賀港湾事務所)	(1) 港湾施設の使用に関する連絡調整 (2) 港湾施設の応急復旧
15 中部運輸局 (福井運輸支局)	(1) 運送事業者への連絡調整 (2) 運送施設及び車両の安全保安
16 大阪航空局 (小松空港事務所)	(1) 飛行場使用に関する連絡調整 (2) 航空機の航行の安全確保
17 東京航空交通 管制部	(1) 航空機の安全確保に係る管制上の措置
18 東京管区気象 台 (福井地方気象台)	(1) 気象状況の把握及び情報の提供
19 第八管区海上 保安本部 (敦賀海上保安部)	(1) 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 (2) 海上における避難住民の誘導及び緊急物資の輸送、秩序の維持及び安全の確保 (3) 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 (4) 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 (5) 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
20 中部地方環境 事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集および提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

### (7) 指定公共機関等

機関名	処理すべき事務又は業務
1 災害研究機関 国立研究開発法人 日本原子力研究開 発機構	(1) 武力攻撃災害に関する指導、助言等
2 医療事業者 日本赤十字社	(1) 武力攻撃災害時における被災者の救助、保護 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金品の受付及び配分

機関名	処理すべき事務又は業務
3 医療事業者 (独)国立病院機構 (一社)福井県医師会	(1) 武力攻撃災害時における医療救護活動の実施
4 公共的施設の管理者 中日本高速道路(株) 西日本高速道路(株)	(1) 道路及び防災施設の維持管理 (2) 武力攻撃事態等における道路交通の確保 (3) 被害施設の復旧
5 電気事業者 関西電力(株) 北陸電力(株) 電源開発(株) 日本原子力発電(株)	(1) 施設の整備及び防災管理 (2) 武力攻撃事態等における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧 [原子力事業者] (4) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備 (5) 応急対策の実施 (6) 事後対策の実施
6 運送事業者 新日本海フェリー(株) (公社)福井県バス協会 西日本旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株) 福井鉄道(株) えちぜん鉄道(株) (一社)福井県トラック協会	(1) 輸送施設等(輸送用車両、船舶等及びその発着施設並びに軌道等を含む)の整備及び安全輸送の確保 (2) 武力攻撃事態等における物資及び人員の緊急輸送 (3) 被災輸送施設の復旧
7 電気通信事業者 西日本電信電話(株) KDDI(株) (株)NTTドコモ北陸支社 ソフトバンク(株)	(1) 電気通信施設の整備及び防災管理 (2) 武力攻撃事態等における優先通信の確保 (3) 被災通信施設の復旧

## 第 1 章 総則

機関名	処理すべき事務又は業務
8 放送事業者 日本放送協会 福井放送(株) 福井テレビジョン 放送(株) 福井エフエム放送 (株)	(1) 警報等の内容の放送
9 金融機関 日本銀行	(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 (2) 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
10 日本郵便(株)	(1) 武力攻撃事態等における郵便業務の確保
11 ガス事業者 (一社)福井県L Pガス協会	(1) ガスの供給

## 第 8 節 関係機関との連携

### 1 対策本部相互の連携

#### (1) 国・県の対策本部との連携

福井市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）福井県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）並びに国対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、国民保護措置を総合的に推進する。

また、市対策本部の本部長（以下「市対策本部長」という。）は、県対策本部の本部長（以下「県対策本部長」という。）に対し、必要に応じて国民保護措置に関する総合調整を行なうよう要請できる。

#### (2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

### 2 県及び指定地方行政機関との連携

市は、武力攻撃事態等において、県の避難の指示を受けて、住民への伝達及び避難誘導を行うほか、県と協力して救援活動等を実施する。

これらの国民保護措置が的確かつ迅速に実施できるように、平常時から県及び指定地方行政機関との連携を強化する。

### 3 関係市町との連携

市は、関係市町との間で、食糧、水、生活必需品、医薬品等の備蓄品及び所要の資機材の調達に関し応援協定を締結するなど、平常時から連携体制の充実に努める。

また、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を関係市町に委託する場合に備え、必要に応じ調整を図る。

### 4 指定公共機関等との連携

市は、指定公共機関等による避難住民の輸送及び救援、避難施設における臨時の通信設備の設置等が重要であることから、平常時から連携の強化に努める。

### 5 公共的団体との連携

市は、住民の避難、救護等について協力を得ることができる公共的団体と平常時から連携の強化に努める。

## 第 1 章 総則

### 6 地域の防災・防犯組織との連携

市は、住民への避難の指示の伝達、避難の誘導や救援活動等が重要であることから、平常時から地域の防災・防犯組織との連携体制を強め、一体となって訓練や住民の自主的活動の育成等に取り組む。

## 第2章 平常時の備え

### 第1節 組織及び体制の整備

#### 1 組織の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平常時の各部局及び対策本部等における業務分担、職員の配置、職員間の伝達系統等をあらかじめ規定しその組織の整備を図る。

#### 2 防災体制と併せた体制の整備

市は、宿日直体制及び消防局の24時間即応可能な体制を活用しつつ、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる体制の整備に努める。

また、防災に関する体制と併せて、県や関係機関と的確かつ迅速に警報や避難の指示の受信、伝達など連絡のできる体制を確立する。

#### 3 対策本部の機能の確保

市は、対策本部が設置された場合、その機能が発揮できるよう、平常時から、交代要員の確保やその他職員の適切な配置、食糧・飲料水・燃料などの備蓄、自家発電設備の確保などに努める。

## 第2節 訓練

### 1 訓練の実施

#### (1) 実施主体

市長は、消防団及び自治会等の地域コミュニティと連携し、国、県、隣接の市町及び関係機関の協力を得て、それぞれ又は共同して、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関等との連携による、NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

#### (2) 防災訓練の活用

国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練を有機的に連携し積極的に活用する。

#### (3) 住民等の参加

市は、自治会等の地域コミュニティと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

また、「要配慮者」についての情報伝達、避難誘導の方法等を訓練の内容に含めるとともに、「要配慮者」の訓練への参加を促進するよう努める。

### 2 訓練の種別

#### (1) 実動訓練

市は、関係機関と連携して、それぞれ又は共同して、次の訓練を実施する。

なお、担当職員の資質の向上や国民保護計画の実効性を確保するため、県及び国と連携して、又は共同して訓練を行う場合もある。

ア 通信連絡訓練	武力攻撃災害時における通信情報連絡を的確かつ迅速に実施できるよう、連絡体制の整備を図るとともに、通信用機材の操作等について習熟度を向上させるための訓練を実施する。
----------	---

イ 非常通信連絡訓練	武力攻撃事態等において、有線通信系統が不通となり、又は利用することが著しく困難になった場合に備え、無線通信系統の円滑な利用を図り、北陸地方非常通信協議会の構成機関が所有する無線局による県、市及び各防災関係機関との通信を確保するための訓練を実施する。
ウ 情報連絡訓練	国民の保護に関する情報、指示、命令及び報告を円滑に実施できるよう、連絡体制の強化を図るための訓練を実施する。
エ 非常招集(参集)訓練	応急活動を実施するために必要な職員の招集又は参集が迅速かつ確実に実施できるよう、非常招集(参集)訓練を実施する。
オ 救援訓練	迅速かつ的確な救援を実施するため、おおむね次の事項について訓練を実施する。 (ア) 避難施設等の開設 (イ) 炊き出し及び給水 (ウ) 物資輸送 (エ) 医療助産 (オ) 救出
カ 市内における避難のための訓練	県、他市町および関係機関と連携してまたは共同して、「武力攻撃事態等」において、迅速に住民が避難できるよう、地域、学校、病院、社会教育施設、事業所、交通機関等、人口密集地を含む様々な場所において、NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等、あらゆる状況を想定した避難訓練を実施する。 また、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど、実践的なものとするよう努める。
キ 広域的な避難のための訓練	大規模な武力攻撃事態等において、市域を越えた避難誘導及び避難住民の受け入れを円滑に実施するための避難訓練を実施する。

(2) 図上訓練

市は、県及び関係機関と連携又は共同して、武力攻撃事態等における対応手順習熟のため、具体的な事態を想定した図上訓練を行う。

3 訓練に関する普及啓発

市は、住民に対し「市政広報ふくい」など多様な媒体を通じて、訓練に関する普及啓発を行い、住民の訓練への参加意識の高揚を図る。

## 第3節 備蓄

### 1 防災資機材等の整備

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資機材の備蓄については、福井市地域防災計画に定める災害備蓄計画に併せ、武力攻撃事態等において、特に必要となる物資及び資機材について備蓄し又は調達体制を整備する。

### 2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材の整備

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされている。

また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

このため、市は、国及び県の整備状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

### 3 県等との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資機材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資機材を調達することができるよう、他の市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

## 第4節 医療救護体制の整備

### 1 医療救護体制の整備

市は、武力攻撃災害時に迅速に医療活動が実施されるよう、次のとおり、県の医療救護活動を支援する体制を整備する。

#### (1) 応急救護の普及啓発

県の救護班の活動を支援するため、自治会等の地域コミュニティによる軽傷者等の応急救護の普及啓発に努める。

#### (2) 医薬品等の確保

保健センター等を中心に医薬品等の確保に努め、県が設置する救護所の活動を支援する。

#### (3) (一社)福井市医師会との連携強化

(一社)福井市医師会との連携強化に努め、県の医療救護活動を支援する体制を整備する。

### 2 特殊な装備等の整備

市は、NBC攻撃による災害が発生した場合には、特殊な装備で現場に臨む必要があることから、防護服等資機材の整備を進める。

## 第5節 要配慮者支援体制

### 1 組織体制の整備

市は、円滑に要配慮者を支援できる体制を整備するため、県及び関係機関等と連携し、要配慮者の情報を共有し、武力攻撃事態等における避難誘導に備える。

ただし、個人情報の取り扱いについては、福井市個人情報保護条例（平成14年福井市条例第25号）に基づくものとする。

### 2 支援体制の整備

#### (1) 実情の把握

市は、要配慮者の避難、救援等を適切に行うため、次の関係機関・団体等の協力を得ながら、要配慮者の実情の把握に努める。

- ア 自治会、自主防災組織等の地域コミュニティ
- イ 民生委員、児童委員、福祉委員
- ウ 社会福祉協議会、地域包括支援センター
- エ 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所など

#### (2) 避難支援プランの活用

市及び関係機関は、福井市地域防災計画に定める避難行動要支援者にあつては避難支援プランを活用するものとし、その他の要配慮者についても避難支援プランに準じた避難支援体制の整備に努める。

なお、要配慮者に関する情報は、個人情報の保護に配慮した上で、県及び各関係機関と共有に努める。

#### (3) 自治会等の協力による支援体制の整備

要配慮者の支援は自助・共助を基本とし、自治会等の地域コミュニティ、民生委員・児童委員などへ協力を要請するなど要配慮者及び避難支援者が、地域ぐるみで支援を得られるよう支援体制の整備に努める。

#### (4) 社会福祉施設等の要請

市は、社会福祉施設等の管理者に対して、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るよう要請する。

- ア 災害時の迅速、的確な対応のため、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導体制などを明確にした施設内の計画を作成する等、組織体制を整備する。
- イ 利用者及び従事者等に対して、避難経路及び避難所を周知し、基本的な行動がとれるよう研修や訓練等を実施する。
- ウ 市、県、施設相互間、自治会等の地域コミュニティとの連携による応援協力体制の整備に努

める。

(5) 介護体制の整備

市は、地域包括支援センター及び福祉サービスセンター等と連携し、災害時における介護体制の整備に努める。

(6) ボランティアによる支援体制の整備

市は、社会福祉協議会と連携し、ボランティアによる要配慮者を支援する体制の整備に努める。

### 3 避難路等の整備

市は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる避難施設等、大きな字で見やすい標識、外国語表記などの整備に努める。

### 4 緊急伝達手段の整備

(1) 緊急伝達手段の整備

市は、要配慮者に対し、災害時において緊急に連絡ができ、安全の確保が図られるよう、音声情報（防災同報無線の屋外サイレン、広報車など）及び文字情報（福井ケーブルテレビL文字情報、災害情報メール配信など）を併用した緊急伝達手段を整備する。

(2) 緊急伝達手段の周知

市は、緊急伝達手段について、要配慮者及び避難支援者に、あらかじめ周知するよう努める。

### 5 武力攻撃災害に関する知識の普及

市は、県と協力して、パンフレット、ビデオ等により、要配慮者に対して実情に配慮した武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行う。

また、外国人に対しては、外国語版の作成などについて配慮する。

### 6 国民保護訓練における配慮事項

市は、国民保護訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

また、要配慮者の訓練への参加を促進するよう努める。

## 第2章 平常時の備え

### 7 要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者に対する武力攻撃災害に関する対策を講じるに当たっては、県と連携し、次の事項について配慮する。

- (1) 要配慮者の安否確認及び必要な支援の内容の把握
- (2) 生活支援のための人材確保
- (3) 要配慮者の実情に応じた情報の提供
- (4) 粉ミルクや柔らかい食品など特別な食品を必要とする者に対する当該食品の確保及び提供
- (5) 障がいの状況等に応じた介助用品又は補装具の確保又は提供
- (6) 避難施設への必要な資機材の設置又は配布
- (7) 避難施設への相談員の巡回による生活状況の確認及び健康相談の実施
- (8) 特に援護の必要な高齢者及び心身障がい者、妊産婦などのための要配慮者用避難施設（福祉避難施設）の二次的な開設

### 8 児童及び生徒の避難時の配慮

学校の管理者等は、児童及び生徒を当該学校以外の施設に避難させる場合は、教職員が引率して集団で避難させ、その後状況に応じて保護者への連絡及び引渡しを行うこととし、あらかじめ対策を講じるよう努める。

## 第6節 地域の防災・防犯組織及び自治会等の地域コミュニティ

### 1 消防団の教育、訓練

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

### 2 防犯隊・沿岸警備協力隊への協力要請

市は、国民保護措置を実施するに当たり、地域に密着した防犯組織である「福井市防犯隊」及び「福井市沿岸警備協力隊」に住民の避難誘導、地域の防犯活動等、又は沿岸部における不審船舶・不審者の発見通報、操業中の漁船等及び観光客等への情報提供などの協力を要請することから、国民保護措置についての研修及び訓練の参加について要請する。

### 3 自治会等の地域コミュニティの育成

#### (1) 自治会等の地域コミュニティの育成

市は、自治会等の地域コミュニティの育成を図り、活動資機材、設備の整備、リーダーの養成、訓練などの実施に努める。

#### (2) 自治会等の地域コミュニティの活動内容

平常時及び武力攻撃災害の発生時において、自治会等の地域コミュニティが行う活動内容は、おおむね次のとおりとする。なお、武力攻撃災害の発生時においては、安全が確保される場所及び時期においての活動を基本とする。

##### ア 平常時の活動

- (ア) 地域住民への国民保護関連情報が正確かつ迅速に伝えられるような緊急連絡網の整備
- (イ) 国民保護意識の普及
- (ウ) 避難誘導、救出救護等の訓練の実施
- (エ) 火気使用設備器具等の点検を指導する。
- (オ) 防災用資機材等の整備及び点検を実施
- (カ) 地域住民に対して非常食、救急医薬品等を備蓄することについての指導
- (キ) 住民参加の下で地域ぐるみの安全点検の実施

##### イ 武力攻撃災害発生時の活動

- (ア) 地域内の被害状況その他必要な情報の収集及び通報
- (イ) 防災関係機関からの災害に関する情報の地域住民への伝達
- (ウ) 被災者の救出救護
- (エ) 各家庭に対し、出火防止を呼びかける。
- (オ) 出火した場合は、協力して初期消火

## 第2章 平常時の備え

- (カ) 要配慮者に十分配慮した地域住民の避難誘導
- (キ) その他、防災関係機関の行う応急対策活動への協力

### 4 自治会等の地域コミュニティに対する措置

市は、武力攻撃災害の発生時に自治会等の地域コミュニティの活動が的確に行われるよう、災害情報の伝達、協力要請、活動指導などについてあらかじめ必要な措置を講じる。

#### (1) 情報の伝達

県及び防災関係機関と情報を共有し、正確かつ迅速に伝えられるシステムを確立する。

#### (2) 協力要請

県及び防災関係機関へ、自治会等の地域コミュニティが行う平常時の活動に対しての協力を要請する。

#### (3) 指導

ア 有識者や専門家による研修・訓練を実施する。

イ 自治会等の地域コミュニティが実施する訓練に対し助言する。

#### (4) 資機材の貸与等

必要に応じて活動資機材の貸与を行う。

### 5 地域の防災・防犯組織及び自治会等の地域コミュニティと防災関係機関との連携

市は、県と連携し、地域の防災・防犯組織及び自治会等の地域コミュニティや防災関係機関との連携を強め、一体的に活動が実施できるよう、体制づくりを進める。

## 第7節 ボランティア活動への支援

### 1 ボランティアの活動内容

「武力攻撃」が終了した段階での救援活動や復旧時において想定されるボランティア活動は、おおむね次のとおりである。

なお、その活動は、安全を確保した上で、自発的意思によるものであることに十分配慮する。

#### (1) 一般的な活動

- ア 安全が確保された避難施設における救援物資等の搬送及び整理
- イ 避難住民等の生活援助
- ウ 炊き出し等の食事サービス
- エ 要配慮者への支援活動
- オ 被災地の武力攻撃終了後における被災住宅の後片付け
- カ その他

#### (2) 専門的な活動

- ア 外国語通訳
- イ 点字、朗読、手話通訳及び要約筆記
- ウ 介護
- エ 通信
- オ ボランティアのコーディネート
- カ その他

### 2 ボランティア活動体制の整備等

#### (1) ボランティアの活動体制の整備

市は、県及び福井市災害ボランティアセンター連絡会と連携し、武力攻撃災害発生時にボランティア活動が円滑に実施されるよう、平常時からその受け入れ体制の整備に努める。

福井市災害ボランティアセンター連絡会

災害ボランティア活動の推進と円滑化を目的に設置された、市及び災害ボランティア関係団体からなる平常時の連絡組織。

#### (2) ボランティアの養成等に対する協力

市は、ボランティア活動に必要な知識、技能等について、県が実施する研修会の開催やコーディネーター、リーダー等の養成に積極的に協力するとともに、これらの知識技能を有する職員の育成及び配置に努める。

## 第2章 平常時の備え

### (3) ボランティアに関係する団体との協働連携

市は、平常時より日本赤十字社福井県支部及び福井市災害ボランティアセンター連絡会と連携を図り、協働による組織体制を整備する。

## 第8節 国民保護に関する知識の普及等

### 1 住民、事業者等に対する知識の普及

市は、警報の伝達、避難、救援等に関する教材又は手引書を作成し、配布するほか、住民に対する広報などを通じて、国民保護措置の重要性や、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動について平常時から啓発および周知に努める。

#### (1) 普及の方法

- ア 福井市における広報媒体（広報誌やホームページ等）の活用
- イ 講習会、研修会等の開催
- ウ 報道機関を通じた広報
- エ 訓練の実施
- オ パンフレット等の配布
- カ 地域での取り組みの推進

#### (2) 普及の内容

- ア 国民保護に関する一般知識及び概要
- イ 福井市国民保護計画の内容
- ウ 国民保護法及び関係法の趣旨
- エ 弾道ミサイル発射時の情報伝達および落下時の行動に関する知識
- オ 平常時の心得（非常時持出品の準備など）
- カ 3日分相当の水、食糧等の備蓄
- キ 武力攻撃災害発生時の心得
- ク その他必要な事項

### 2 危機管理業務に従事する職員の教育・育成

市は、危機管理業務に従事する職員に対し、国民保護措置に関する専門知識・技能の習得が図られるよう、次により教育・育成を図る。

- ア 教育機関が行う危機管理研修等への派遣
- イ 自衛隊などの関係機関への研修派遣
- ウ 他市町村等が行う国民保護訓練等への参加派遣

## 第2章 平常時の備え

### 3 職員に対する研修

市は、武力攻撃災害等における適正な判断力を養い、各機関における国民保護措置の円滑な実施を期するため、次により研修の徹底を図る。

#### (1) 研修の方法

- ア 講習会、講演会等の開催
- イ 国民保護措置の手引書等の配布
- ウ 訓練による実践的研修

#### (2) 研修の内容

- ア 本計画及びこれに伴う各機関の体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 武力攻撃事態等についての知識及び各種被害の特性
- エ 関係法令の運用
- オ その他必要な事項

### 4 教職員に対する研修及び児童・生徒に対する教育

市は、県と連携し、教職員に対し国民保護に関する知識の普及を図るとともに武力攻撃事態等の対処法について研修を実施する。

また、児童・生徒に対し、国民保護や武力攻撃事態等における避難などに関する教育の推進に努める。

### 5 ライフライン施設等や危険物を有する施設の管理者等に対する知識の普及

市は、ライフライン施設等や危険物を有する施設の管理者に対して、武力攻撃災害の発生時における、その管理する施設の安全確保や住民の危害防止のための措置についての知識の普及を図る。

## 第9節 避難誘導体制の整備等

### 1 避難誘導体制の整備

市は、県と連携し、常日頃から関係機関との調整を図り、次のとおり避難誘導体制を整備する。

#### (1) 避難マニュアルの作成

県の「避難マニュアル」等を参考に、複数の「避難実施要領」を含む市の「避難マニュアル」をあらかじめ作成するとともに地区、自治会単位での各種訓練等を推進する。

#### (2) 要配慮者を擁する施設における措置

社会福祉施設、病院など自ら避難することが困難な要配慮者を擁する施設においては、施設管理者との調整を図りながら車両等による輸送計画の作成に努める。

#### (3) 教育施設等における措置

保育園、幼稚園、小・中学校などの児童生徒については、職員の引率、保護者への連絡及び引渡しを迅速に行うための計画の作成に努める。

#### (4) 大規模集客施設等における措置

大規模集客施設、宿泊施設など不特定多数の者が利用する施設の管理者に対して、火災や地震の対応に準じて警報等の伝達及び避難誘導を適切に行うための措置の実施に努めるよう要請する。

#### (5) 一般旅客運送事業者に対する措置

鉄道、バス等を運行する一般旅客運送事業者に対して、的確かつ迅速な状況判断により、安全を確保した上で、災害や事故への対応に準じた適切な旅客誘導を図るための措置の実施に努めるよう要請する。

#### (6) 避難標識等の整備

安全な避難を期するため、避難標識や案内板を計画的に整備するよう努める。

### 2 住民の周知のための緊急伝達手段の整備

市は「避難実施要領」の内容を住民及び関係のある公私の団体に的確かつ迅速に伝達する場合に備え、緊急伝達手段（全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災行政無線、ケーブルテレビ、インターネット、広報車等）を整備するなど、住民等に周知徹底できる体制の確立を図る。

## 第2章 平常時の備え

### 3 避難のため必要となる情報の収集

市は、避難実施要領の作成に備え、町丁目など福井市があらかじめ定めた避難の単位となる区域（以下「避難地区」という。）に関する次に掲げる情報を収集し、適宜更新を行うことで、最新の情報となるよう努める。

- (1) 避難地区ごとの避難施設等の位置
- (2) 避難地区ごとの人口と世帯数
- (3) 避難地区ごとの要配慮者の人数、居住場所、避難誘導の責任者及び避難誘導時に必要とする支援の内容
- (4) 避難地区ごとの避難施設の所在地、収容人数、構造、駐車場の有無及び収容台数、トイレ・給食設備その他避難時に必要となる設備の有無等
- (5) 市所有の車両の台数及びそれぞれの定員
- (6) 市所有の車両のうち車椅子の収容可能な車両台数及びその車両に収容可能な車椅子の数
- (7) 避難の際に、要配慮者の避難に使用できる自家用車の台数、それぞれの定員、所有者、運転者及び輸送対象者等
- (8) 事業所単位での避難を検討すべき大規模な事業所及びその従業員数
- (9) その他必要な事項

## 第10節 避難施設の指定及び整備

### 1 避難施設の選定及び報告

(1) 市長は、次の基準を満たす施設を選定し、知事に報告する。なお、避難施設は、地域防災計画に定める指定避難所を準用する。

ア 公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場その他の公益的施設であること。

イ 避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。

ウ 速やかに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。

エ 火災、水害その他の災害による影響が比較的少ない場所にあること。

オ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。

(2) 避難施設の選定に当たっては、要配慮者への配慮や弾道ミサイル及びNBC攻撃を想定して、次の事項を満たす施設を優先する。

ア 要配慮者に対応できる設備があること。

イ コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設であること。

ウ 周辺に駐車場が確保できること。

### 2 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

### 3 避難施設の指定及び通知

市長から選定の報告を受けた知事は、国民保護法第148条の規定に基づき、施設管理者の同意を得て避難施設として指定する。

### 4 変更等の届出

避難施設の指定を受けた施設の管理者は、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により当該施設の避難住民等の受け入れ若しくは救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更を加えるときは、市長を経由して知事に届けるものとする。

### 5 避難施設の実備

市は、新たに避難施設として利用できる避難施設を整備するにあたり、本節1-(1)及び1-(2)の基準を満たすように努める。

## 第2章 平常時の備え

### 6 住民への周知等

市長は、避難時にどの住民がどの避難施設を利用するかについて調整し、あらかじめ住民に周知しておくよう努める。

## 第11節 特殊標章等に関する平常時の備え

### 1 国民保護措置に係る職務を行う職員等の識別

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（以下「追加議定書」という。）第66条には、「自国の文民保護組織並びにその要員、建物及び物品が専ら文民保護の任務の遂行に充てられている間、これらのものが識別されることのできることを確保するよう努める」旨が規定されており、また、「文民保護の国際的な特殊標章及び身分証明書による識別」について定めている。

平成16年9月3日条約第12号で追加議定書を批准した日本国は、国民保護法第158条にて、国民の保護のための措置に係る職務を行う者等に対する特殊標章又は身分証明書の交付、使用について規定している。

よって市は、国民保護措置に係る職務を行う職員等の識別に係る手続き等について定め、準備するものとする。

### 2 交付要綱の作成

市長、消防長（福井市消防局長）及び水防管理者（市長）は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、それぞれ特殊標章及び身分証明書を交付するための、又は使用させるための具体的な交付要綱を作成する。

### 3 特殊標章等の準備

市は、交付し又は使用させる特殊標章及び身分証明書を次のとおりあらかじめ準備しておくものとする。

#### (1) 身分証明書

	身分証明書 IDENTITY CARD	
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____		
交付等の年月日/Date of issue _____		証明書番号/No. of card _____
許可権者の署名/Signature of issuing authority _____		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

（表面）

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: _____		
血液型/Blood type _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp _____		所持者の署名/Signature of holder _____

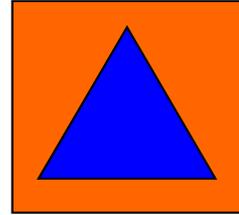
（裏面）

## 第2章 平常時の備え

### (2) 特殊標章

#### ア 特殊標章の正式

- (ア) オレンジ色地に青の三角形とする。
- (イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
- (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色の縁に接していないこと



【オレンジ色地に青色の三角形】

#### イ 準備すべき表示物

- (ア) 腕章
- (イ) 車両表示用マグネットステッカー
- (ウ) 建物表示用旗
- (エ) ステッカー（シール形式）

## 4 赤十字標章等の使用に関する許可申請

市は、保健センター等に属する医療に係る業務を行う職員、場所等の識別のため、あらかじめ知事に対し、赤十字標章等の使用に関する申請をし、許可を受ける。

## 5 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及び関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

## 第3章 実施体制

### 第1節 実施体制の整備

#### 1 危機情報センターの設置

市は、国が武力攻撃事態等として認定する前など武力攻撃の初期の段階において、福井市危機管理計画に基づき、危機情報センターを設置して、国、県及び関係機関との間で情報の共有化を図りながら、国民保護措置の速やかな実施に対応する。

##### (1) 設置及び廃止基準

###### ア 設置基準

- (ア) 国対策本部長から警報が発令された場合
- (イ) 国からの警報発令以前の段階で、武力攻撃事態等に係る兆候に関する情報を入手し、又は県が福井県国民保護対策連絡室（以下「県対策連絡室」という。）を設置した場合において、市長が、危機情報センターの設置の必要があると認めた場合

###### イ 廃止基準

- (ア) 警報が解除された場合
- (イ) 警報が発令されるおそれなくなった場合
- (ウ) 市対策本部の設置が決定された場合
- (エ) その他市長が廃止することが適当と認めた場合

##### (2) 設置場所

危機情報センターは、原則として市役所（本庁舎）市民生活部危機管理局危機管理課内に設置する。市役所（本庁舎）が被災し、市役所（本庁舎）に設置できない場合は、次の中から被災状況を勘案して設置する。

- ア 福井市防災センター
- イ その他市が所有する施設

##### (3) 組織

- ア 危機情報センターのセンター長は、危機管理局長をもって充て、危機情報センターの事務を総括し、職員を指揮監督する。
- イ 副センター長は、危機管理課長とし、センター長が何らかの理由により緊急対応体制の執行ができない場合は、その権限について代行する。
- ウ 対策員は、次の職員とする。

### 第3章 実施体制

- (ア) 各部局の部局危機管理推進員（福井市の危機管理実行組織及び危機管理推進組織に関する規程（平成18年福井市訓令第36号第7条）に定める部局危機管理推進員をいう。以下同じ。）
- (イ) 危機管理課員
- (ウ) その他の指名された職員

エ 危機情報センターの組織図は、次のとおりとする。

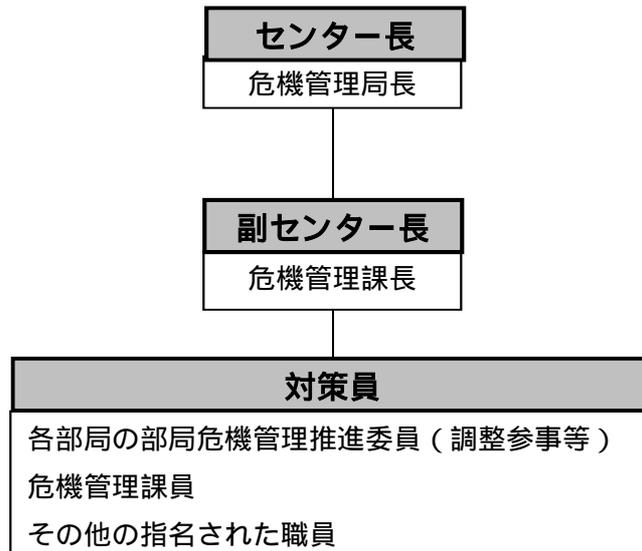


図 危機情報センターの組織図

#### (4) 危機情報センター会議

センター長は、情報の収集連絡等に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ危機情報センター会議（以下「センター会議」という。）を招集する。

センター会議における協議・報告事項は、次のとおりとする。

- ア 武力攻撃事態等のおそれのある状況及びその対応状況
- イ 関係部局相互の調整事項
- ウ 関係機関との連携推進に関する事項
- エ 国、県、他市町村及び関係機関に対する要請に関する事項
- オ その他情報の収集連絡等に関する事項

#### (5) 市長への報告

センター会議での協議・報告事項は、市長に報告するとともに、次に掲げる機関に通知する。

- ア 県（県対策連絡室）
- イ 所轄警察署
- ウ 関係機関・団体

2 市国民保護対策本部の設置

(1) 設置及び廃止基準

市長は、次の場合に市対策本部を設置または廃止する。

ア 設置

国から対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受けた場合。

なお、当該指定が行われていない場合で、国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、市長は、内閣総理大臣に対し、知事を経由して対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請することができる。

イ 廃止

国から対策本部を設置すべき市町村の指定の解除の通知を受けた場合

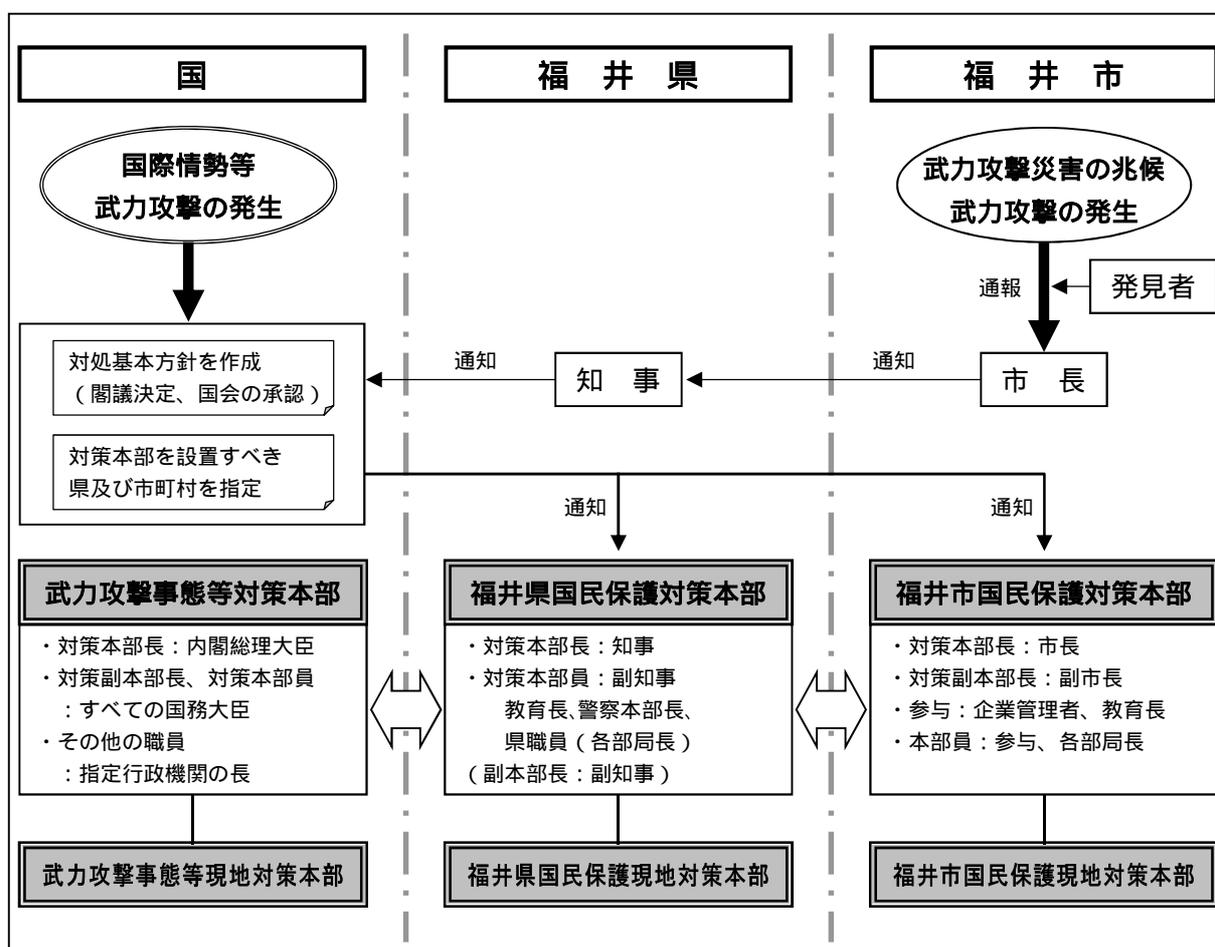


図 福井市国民保護対策本部設置の流れ

## 第3章 実施体制

### (2) 設置場所

市対策本部は、原則として市役所（本庁舎）に設置する。

市役所（本庁舎）が被災し、市役所（本庁舎）に設置できない場合は、次の中から被災状況を勘案して設置する。

ア 福井市防災センター

イ その他市が所有する施設

### (3) 市対策本部の組織、事務分掌等

ア 本部長、副本部長、参与、本部員

(ア) 本部長は市長をもって充て、対策本部の事務を総括し、対策本部の職員を指揮監督する。

(イ) 副本部長は副市長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ウ) 市対策本部に参与を置き、参与は企業管理者、教育長をもって充て、本部の運営及び対策について意見を述べて、本部長及び副本部長を補佐する。

(エ) 市対策本部の本部員は、参与及び各部局の長とする。

イ 対策本部室

(ア) 市対策本部に対策本部室を置く。

(イ) 対策本部室長は、危機管理局長をもって充てる。

(ウ) 対策本部室は、市対策本部が行う国民保護措置の企画立案を行い、本部長の対策指揮、意思決定を補佐する。

(エ) 対策本部室副室長は、危機管理課長をもって充て、対策本部室長を補佐する。

ウ 対策部

(ア) 各部局は、福井市地域防災計画に規定される対策部となり、各業務分担に従い対策を実施する。但し、本部長は、必要に応じて各対策部に業務を割り振り、弾力的な運営ができるものとする。

(イ) 対策部に対策班を置く。

(ウ) 名称、組織、業務分担については、福井市地域防災計画の規定を準用する。

エ 部連絡責任者

対策部に部連絡責任者を置き、部局危機管理推進員をもって充てる。部連絡責任者は、対策部と対策本部室との連絡調整及び各対策部間の連絡調整を行い、連携強化に当たる。

(4) 本部長の代行順位

本部長の代行順位は次のとおりとする。

なお、各対策部の部長の代行順位については、あらかじめ各対策部において定めておくものとする。

【代行順位】

名 称	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
本部長	副本部長（副市長）	参与（企業管理者）	市民生活部長

(5) 対策本部会議

ア 市対策本部に、本部長、副本部長及び本部員で構成する対策本部会議を置く。

イ 本部長は、国民保護措置に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ対策本部会議を招集する。対策本部会議における協議・報告事項は、次のとおりとする。

なお、対策本部会議を開催するときは、国対策本部、県対策本部及び関係市町村との情報の共有化を図る。

(ア) 国の指示に関する事項 (イ) 市対策本部の国民保護措置の実施に関する事項 (ウ) 市対策本部各部相互の調整に関する事項 (エ) 指定公共機関等との連携推進に関する事項（協力応援に関する事項を含む） (オ) 国、県及び関係機関・団体に対する応援要請に関する事項 (カ) その他国民保護措置に関する重要な事項
---

(6) 現地対策本部の設置

ア 本部長は、市対策本部の事務の一部を行うため、必要に応じて現地対策本部を設置する。

イ 現地対策本部には、現地対策本部長、現地対策本部員を置き、副本部長、本部員その他の職員から本部長が指名する者をもって充てる。

(7) 現地調整所の設置

本部長は、武力攻撃災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現地における関係機関（消防機関、県、所轄警察署、自衛隊、医療機関など）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。また、関係機関により現地調整所が設置されている場合は、職員を派遣する。

(8) 市対策本部を設置した場合における関係機関への通知

市対策本部を設置した場合は、次に掲げる機関にその旨を報告又は通知する。

- ア 県（対策本部）
- イ 所轄警察署
- ウ 関係機関・団体

## 第3章 実施体制

### (9) 市対策本部設置の公表

市対策本部を設置したときは、ラジオ、テレビ、新聞及び市のホームページ等を通じて公表するとともに、市対策本部の標識を市対策本部を設置した施設の正面玄関に掲示するものとする。

### (10) 国、県その他の機関の対策本部等との協力

本部長は、国、県、その他の機関の対策本部又は現地対策本部が設置された場合には、応急対策活動について連絡調整し、協力する。

### (11) 県の現地対策本部との合同会議

本部長は、県の現地対策本部と市対策本部で、必要に応じて合同会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する体制を確立する。

### (12) 県から派遣される職員への協力

本部長は、県と連携のとれた国民保護措置を実施するに当たり、県から派遣された職員が行う情報収集・伝達活動に協力する。

### (13) 防災関係機関の市対策本部会議への出席

本部長は、県その他防災関係機関に対し、当該機関に属する職員の市対策本部会議への出席を求めるものとする。

### (14) 総合調整への協力

本部長は、国対策本部長及び県対策本部長による総合調整が行われた場合は、所要の措置が的確かつ迅速に実施されるよう協力する。

### (15) 情報の収集・整理

本部長は、国、県及び関係機関からの情報収集及び整理を行い、これらの情報が錯綜していた場合、県に確認を行う。

## 3 職員の非常招集

### (1) 職員の迅速な招集

市は、武力攻撃事態等の発生により国民保護措置を実施する必要がある場合は、福井市危機管理計画に基づき、迅速に職員を招集する。

### (2) 夜間・休日における緊急連絡網の整備

市は、緊急時における職員の連絡網をあらかじめ整備するとともに、電話、電子メール等の活用を図る。

### (3) 参集時の心構え

職員は、参集途中に周囲の被害状況を確認し、所属長等に報告する。

(4) 参集状況等の報告

部連絡責任者は、出先機関も含めた職員の参集状況等を速やかに把握し、対策本部室へ報告する。

## 第2節 応援の要請

### 1 自衛隊の部隊等の派遣の要請

#### (1) 派遣の要請

ア 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため、特に必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の国民保護等派遣の要請を行う。

イ 市長は、通信の途絶等により、知事に対し国民保護等派遣の要請をするよう求めることができない場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を、防衛大臣に連絡する。

#### (2) 派遣の要請手続

市長は、派遣の要請を行うときは、武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する理由、派遣を希望する期間、活動内容等の事項を記載した文書により行う。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信で行う。

### 2 他の市町村長等に対する応援の要求

#### (1) 他の市町村長等への応援の要求

ア 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に応援を求めることができる。

ただし、事態が急迫して、文書によることができない場合は、口頭又は電話その他の通信で行う。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

#### (2) 知事等に対する応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事その他の県の執行機関に応援を求める。

### 3 緊急消防援助隊の応援要請

市長は、市の消防力及び「福井県広域消防相互応援協定」に基づく消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、知事に対し、消防庁長官に緊急消防援助隊の応援等のための必要な措置を講じることを要請する。

#### 4 職員の派遣要請及びあっせん

##### (1) 職員の派遣の要請

市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、派遣を要請する理由、職員の職種別人員数、派遣を必要とする期間等の事項を記載した文書により、知事に対して県の職員の派遣を要請する。

また、次の機関に対して職員の派遣の要請をするときは、知事を経由して行う。

ただし、人命の救助等のため特に緊急を要する場合は、直接要請することができる。

ア 指定行政機関

イ 指定地方行政機関

ウ 特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人及び日本郵便㈱）

##### (2) 職員の派遣のあっせん

市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、派遣のあっせんを求める理由、職員の職種別人員数、派遣を必要とする期間等の事項を記載した文書により、知事を経由して国に対し、職員の派遣のあっせんを求める。

ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合は直接求めることができる。

第3節 情報の収集、提供

1 情報の流れ

武力攻撃事態等における情報は、大きく分けて二つの流れがある。一つは、住民に対して伝達すべき指示等であり、もう一つは住民から収集する安否情報等である。

主な情報の流れは、次に掲げる図のとおりであり、それぞれの情報の内容、伝達先等については、この節において個別に規定する。

なお、市は、県と連携し、これらの国民保護措置に関する情報については、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、住民に迅速に提供するよう努める。

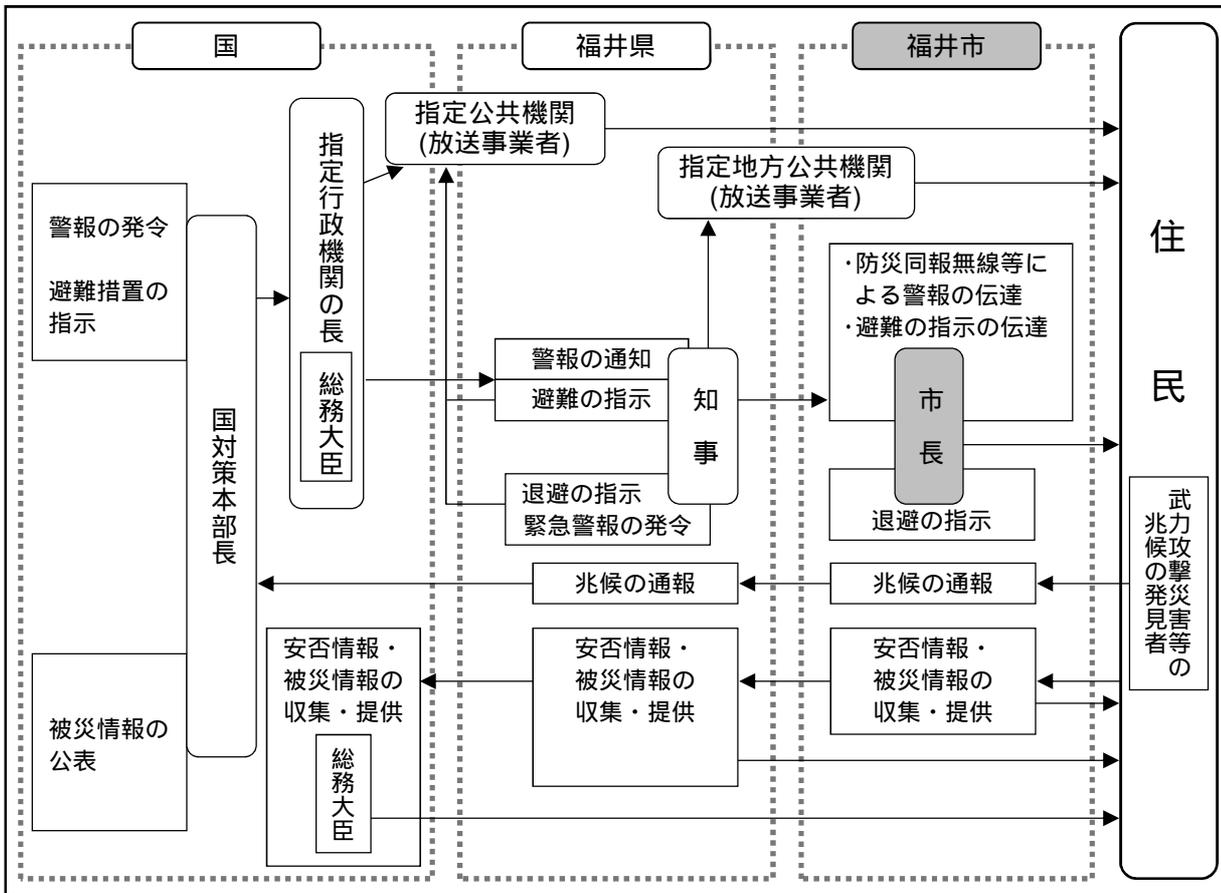


図 主な情報の流れ

## 2 警報等の通知及び伝達

### (1) 警報、緊急通報の通知又は伝達

#### ア 通知又は伝達先

知事から警報及び武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）を受けたときの通知又は伝達先は次のとおりとする。

- (ア) 住民
- (イ) 自治会等の地域コミュニティ
- (ウ) 関係機関・団体

#### イ 警報の内容

国対策部長が発令した警報は、知事から通知され、その内容は次のとおりである。

- (ア) 武力攻撃事態等の現状及び予測
- (イ) 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域。ただし、弾道ミサイルなど特定地域を予測することが困難な場合などは、通知されない場合がある。
- (ウ) その他住民及び公私の団体に対し、周知させるべき事項

#### ウ 緊急通報の内容

知事が発令する緊急通報の内容は次のとおりである。

- (ア) 武力攻撃の現状及び予測
- (イ) その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

### (2) 避難の指示の通知又は伝達

#### ア 通知又は伝達先

知事から避難の指示を受けたときの通知又は伝達先は次のとおりとする。

- (ア) 要避難地域等の住民
- (イ) 自治会等の地域コミュニティ
- (ウ) 関係機関・団体

#### イ 避難の指示の内容

知事から通知される避難の指示の内容は次のとおりである。

- (ア) 要避難地域等
- (イ) 避難先地域
- (ウ) 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
- (エ) 主要な避難の経路
- (オ) 避難のための交通手段
- (カ) その他避難の方法

### 第3章 実施体制

#### (3) 警報等の伝達方法

市長は、情報通信の手段および経路の多様化を図り、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災行政無線をはじめとする各種の電波通信媒体、電話回線、衛星携帯電話、災害情報メール配信、緊急速報メール、ソーシャルメディアを含むインターネットを使用した情報配信及び広報車などを的確に運用・管理・整備する。

また、Lアラート（公共情報 commons）をはじめとした情報伝達手段を活用することで、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ等の多様な媒体の報道機関を通じて武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速、かつ、確実に通知・伝達する。

#### (4) 県警察との連携

市は、警報又は緊急通報の内容が住民に対する確かつ迅速に伝達されるよう、県警察と協力する。

### 3 退避の指示の伝達

#### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、国からの避難の指示を待たずに退避の指示を行う。

#### (2) 退避の指示の内容

ア 要退避地域

イ 退避先（屋内への退避を含む。）

#### (3) 退避の指示の通知及び伝達

ア 市長は、退避の必要があると認めた場合には、本節 2 - (3)「警報等の伝達方法」に定める方法により、速やかに要退避地域の住民にその旨を指示する。

イ 市長は、退避の指示を行った場合には、その内容を次の者に通知する。

(ア) 知事

(イ) 要退避地域を管轄する警察署

(ウ) 関係機関・団体

#### 4 発見者の通報義務等

##### (1) 発見者の責務

武力攻撃災害の発生又は発生するおそれのある事象を発見した者は、遅滞なく次のいずれかに通報する。

ア 市長

イ 消防吏員

ウ 警察官

エ 海上保安官

##### (2) 消防吏員等の責務

通報を受けた消防吏員等は、その旨を速やかに市長に通報する。市長に通報することができない場合は、速やかに知事に通報する。

##### (3) 市長の責務

市長が発見者又は消防吏員等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに知事に通知する。

#### 5 安否情報の収集及び提供

##### (1) 安否情報の収集体制

ア 市長は、避難の指示を伝達したときは、避難施設等に職員を派遣し、避難してきた住民の情報を収集し整理する。

イ 避難の指示の対象となった地域の住民で安否確認のとれていない住民の情報については、当該地域の自治会長、学校等、医療機関、福祉施設、所轄警察署などと連携し収集する。

ウ 市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関などに対し協力を要請する。

ただし、当該協力は各機関等の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

エ 他市町村より避難住民を受け入れたときは、避難施設等に職員を派遣するとともに、当該市町村の職員と連携協力し、避難住民に関する情報を整理・管理する。

オ 市長は、市域内で武力攻撃災害により負傷又は死亡した住民があると確認したときは、消防、警察、医療機関などと連携し、その者について、氏名、住所、負傷又は死亡の状況等の情報を収集し、整理するよう努める。

##### (2) 安否情報の収集方法

市は、避難施設等において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に定める様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。

### 第3章 実施体制

#### (3) 知事への報告

市長は、収集し、整理した安否情報を、原則として安否情報システムを用いて知事に報告する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に定める様式第3号（安否情報報告書）に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで知事に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

#### (4) 安否情報の提供

ア 市は、安否情報の照会窓口を市対策本部内に設置し、本節2-(3)「警報の伝達方法」等に定める方法により、広く周知する。

イ 安否情報の照会は、原則として、安否省令に定める様式第4号（安否情報照会書）により受け付ける。

ただし、照会する者が遠隔地に居住している場合など、文書の提出が困難な場合は、口頭や電話、メール等による照会も受け付ける。

ウ 市は、安否情報の照会を受けた場合は、照会者の区分に応じて次の範囲で情報の提供を行うものとし、回答は安否省令に定める様式第5号（安否情報回答書）により行う。ただし、照会が不当な目的と認めるとき又は不当な目的に使用されるおそれがある場合には提供を行わない。

照会者の区分	提供可能な情報
被照会者の親族又は同居者	・ 避難住民に該当するか否かの別 ・ 武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか ・ 被災者の負傷又は疾病の状況
被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）	・ 避難住民に該当するか否かの別 ・ 武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか
被照会者から提供について同意がある場合	・ 被災者の同意の範囲内

#### (5) 災害時伝言ダイヤル等の利用促進

市は、安否確認の手段の一つとして、NTTが行う災害用伝言ダイヤル（171）及び各携帯電話事業者が行う災害用伝言板について周知し、利用促進を図る。

#### (6) 日本赤十字社に対する協力

市長は、日本赤十字社福井県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、保有する外国人に関する安否情報を提供する。

## 6 被災情報の収集及び報告

#### (1) 被災情報の収集

市長は、武力攻撃災害による被害の状況に関する情報（以下「被災情報」という。）のうち、住民の生命及び財産に関する事項並びに市の管理する施設について、被災状況の調査を実施する。

(2) 被災情報の提供

市長は、安否省令に定める様式第6号（被災情報報告書）により、収集した被災情報を知事に報告する。

(3) 関係機関との情報共有

市長は、県及び関係機関と収集した被災情報を相互に交換し共有する。  
 なお、市長は、関係機関の行う被災情報の収集に協力するよう努める。

**7 通信・連絡手段の確保**

(1) 通信手段の確保等

市は、国民保護措置を円滑に行なうため、次の通信手段を確保する。

- ア 防災行政無線
- イ 衛星系防災無線
- ウ 衛星携帯電話
- エ 加入電話、携帯電話
- オ 専用回線電話
- カ 電子メール

(2) 情報通信手段の機能確認及び応急復旧

市は、必要に応じ、通信手段の機能確認を行なうとともに、支障が生じた通信設備の応急復旧を行なう。

(3) 通信の統制

市は、通信輻輳により生ずる混信等を防止するため、必要に応じ、通信運用を指定するなど、市が運用する無線局等の通信統制を行う。

(4) 通信設備の利用ができない場合の連絡手段

市は、通信施設が利用できないときは、次の方法により連絡する。

- ア 伝令等の使送
- イ 孤立地区の空中偵察に対する合図の実施

(ア) 赤旗（病人あり）

(イ) 青旗（食糧不足）

## 第3章 実施体制

### 8 住民への情報の提供

#### (1) 住民への情報提供

市は、住民に対して次のとおり情報を適時適切に提供する。

##### ア 情報提供の主な項目

- (ア) 武力攻撃災害の発生状況
- (イ) 二次災害の危険性
- (ウ) 住民などがとるべき対応方法等
- (エ) 応急対策の実施状況
- (オ) 要配慮者への支援の呼びかけ
- (カ) 生活関連情報
- (キ) 武力攻撃災害の収束に伴う市対策本部の縮小又は解散について

##### イ 情報提供の主な手段

- (ア) 市のホームページ
- (イ) 市民ホール、拠点避難所での掲示
- (ウ) 市政広報テレビ番組（くらしと市政、市民の窓）
- (エ) 福井ケーブルテレビのL文字情報放送
- (オ) 福井街角放送

#### (2) 要配慮者への配慮

市は、要配慮者への情報提供に当たっては、次の点に配慮する。

- ア 避難施設への電光文字表示装置、ラジオ、ファクシミリ等の設置
- イ 避難施設向けの手話通訳、外国語通訳等各種情報支援ボランティアの確保
- ウ 情報提供・広報時の文字情報と音声情報の併用

## 第4節 住民に対する協力要請

### 1 住民に対する協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

市の要請を受けて協力する者（以下「協力者」という。）は、自発的意思に基づいて協力するものとし、併せて自らの安全を確認しつつ活動するものとする。この場合において、市は、協力者の安全の確保に十分配慮する。

- (1) 避難住民の誘導
- (2) 避難住民等の救援
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (4) 保健衛生の確保

### 2 要請手続

#### (1) 協力者の登録

市は、協力者を特定する情報を記録し保管する。

#### (2) 身分証明書等の交付

市は、登録した協力者に対して、第2章第11節3に定める特殊標章及び身分証明書を交付する。

#### (3) 協力者の事後登録

現場での対応など緊急の必要があり、事前に登録するいとまがない場合は、必要な援助の実施が終了した段階において、協力者を特定する情報を記録し保管する。

なお、この際、当該協力者の負傷の有無についても確認し記録する。

## 第5節 ボランティアの受入体制

### 1 ボランティア活動への配慮

武力攻撃が終了した段階での救援活動や復旧活動におけるボランティア活動は、自発的な意思による活動であることに十分配慮して、安全が確保された場所に限定して行う。

### 2 ボランティアの受入体制の構築

市は、県、福井市災害ボランティアセンター連絡会及び福井県災害ボランティア本部<sup>1</sup>と相互に連携・協力してボランティアの受入体制を迅速に構築する。

#### (1) ボランティアニーズの把握等

市は、避難施設等、救援物資集積所などから情報を収集し、ボランティアニーズの把握を行う。

#### (2) ボランティアセンターの開設

市は、福井市災害ボランティアセンター連絡会に対し、活動拠点として適切な場所に「災害ボランティアセンター」及び「現地ボランティアセンター」の設置を要請することができる。「災害ボランティアセンター」及び「現地ボランティアセンター」は、県及び市と連絡をとり、被害状況に応じて、以下の活動を行うとともに、あらゆる広報媒体で周知を行う。

##### ア 災害ボランティアセンター

(ア) 災害全般の状況を把握するとともに、行政や関係機関と連携し、現地ボランティアセンターが円滑かつ効率的に運営されるように総合調整を行う。

(イ) 災害ボランティアセンターの活動方針や運営については、災害ボランティアセンター自らの決定に委ねることとし、市はその運営に協力するものとする。

##### イ 現地ボランティアセンター

(ア) 被災地の活動拠点として、行政機関と連携し、被災地の状況やニーズを的確に把握し、災害ボランティアセンターからの指示に基づき、又は災害ボランティアセンターに要望を行い、円滑かつ効率的に活動が行われるよう調整する。

(イ) ボランティアニーズは、避難所、救援物資集積所等に出向いたり、自治会や民生・児童委員等と連携し、把握に努める。

### 3 ボランティア活動の支援体制

市は、災害ボランティアセンターの運営に協力し、ボランティアの円滑な活動が行われるよう必要な支援を行う。

#### (1) 情報の提供

ボランティアに対して、災害の状況、災害応急対策の実施状況、協力を必要とする活動内容、被災者のニーズなどについての情報を提供する。

#### (2) 連絡調整

災害ボランティアセンターの代表と定期的に打合せの場を設け、ボランティア活動の進展具合、問題点、要望などについて連絡調整を行う。

#### (3) 必要資機材及び活動拠点の提供

ボランティアから資機材及び活動拠点に関する要望があったときは、必要な資機材を提供するとともに、被災地の活動拠点となる現地ボランティアセンターの設置に協力する。

#### (4) ボランティア保険への加入

市は、ボランティア活動中の事故等に備えて、県の負担によるボランティア保険に加入させる。

#### 1 福井県災害ボランティア本部

県が、災害ボランティア活動を広域的かつ総合的に支援することができると認める団体に対して、設置を要請する災害ボランティアの活動拠点

## 第6節 特殊標章等の交付、表示

### 1 特殊標章等の交付及び管理

#### (1) 交付者及び交付対象

市長、消防長（福井市消防局長）及び水防管理者（市長）は、あらかじめ作成した交付要綱に従い、次の各号に掲げるそれぞれの職員等に対して、特殊標章等を交付し、又は使用させる。

##### ア 市長

- (ア) 国民保護措置に係る職務を行う市の職員
- (イ) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

##### イ 消防長

- (ア) 国民保護措置に係る職務を行うその所轄の消防職員
- (イ) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

##### ウ 水防管理者

- (ア) 国民保護措置に係る職務を行うその所管の水防団長及び水防団員
- (イ) 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

#### (2) 交付する特殊標章等

市が国民保護措置に係る職務を行う者に対して交付する特殊標章等は、次のとおりとする。

##### ア 身分証明書

##### イ 腕章

##### ウ ステッカー（シール形式）

### 2 使用車両への貼付

市は、国民保護措置に係る業務に使用する車両の次の場所に特殊標章を印刷したマグネットシートを貼付する。

(1) ボンネット又は屋根等、航空機から識別できる場所

(2) 両側のドア

### 3 避難施設等及び国民保護措置のために使用される建物、場所への表示

市は、避難施設等及び国民保護措置のために使用される建物、場所に対し、次の方法で特殊標章を表示する。

- (1) 旗の掲揚
- (2) 屋根への塗料等による表示

### 4 赤十字標章等の使用

あらかじめ知事の許可を受けた保健センター等に属する医療に係る業務を行う職員、場所等への赤十字標章等の交付及び使用については、前三項に準じて行う。



# 第4章 避難及び救援

## 第1節 住民の避難

### 1 武力攻撃事態などの類型に応じた避難（退避）の態様

住民の避難は、武力攻撃事態等の態様や推移、時間的余裕、さらには被害の状況等に応じ、危険地域から屋内などへの一時避難、市内の避難施設への避難、より広域的な避難など、多様な形態で実施する。

実際には、具体的に発生した、又は発生するおそれのある武力攻撃事態等の実態に応じて、最も確かつ確実な方法により行うこととなるが、基本的には次の表に基づき実施する。

	類型	避難及び退避の態様
武力攻撃事態	地上部隊が航空機や船舶により着上陸する攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な避難（県内避難又は県外避難）</li> <li>・屋内へ避難（退避）</li> <li>・事態の推移や被害の状況に応じて、危険地域からの避難（退避）</li> </ul>
	ゲリラや特殊部隊による攻撃 <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な公共施設の占拠又は破壊</li> <li>・原子力発電所の中央制御室の占拠又は冷却機能の破壊</li> </ul>	
	弾道ミサイル攻撃 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常弾頭           ・核弾頭</li> <li>・生物剤弾頭       ・化学剤弾頭</li> </ul>	
	航空機による攻撃	
緊急対処事態	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力事業所等の破壊</li> <li>・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</li> <li>・危険物積載船への攻撃</li> <li>・ダム等の破壊</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内避難（退避）</li> <li>・事態の推移や被害の状況に応じて危険地域からの避難（退避） （市内避難又は県内避難）</li> </ul>
	多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破</li> <li>・列車等の爆破</li> </ul>	
	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性物質を混入させた爆弾（ダーティボム）等の爆発による放射能の拡散</li> <li>・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</li> <li>・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</li> <li>・水源地に対する毒素等の混入</li> </ul>	
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態 <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</li> <li>・弾道ミサイル等の飛来</li> </ul>	

## 第4章 避難及び救援

### 2 避難の方法

市長は、知事からの避難の指示を受けたときは、住民に伝達する。

#### (1) 避難の種類と行動要領

##### ア 屋内避難

状況	有毒ガスや爆風、破片又は銃撃等の屋外にいることにより受けるおそれのある危害を避けるため、一時的に屋内へ避難（退避）した方が安全であると判断する場合
避難場所	自宅、近傍の鉄筋コンクリート造等の堅ろうな施設、建築物
避難手段	徒歩を原則とし、できるだけ速やかに、屋内に避難する。 その後、事態の推移、被害の状況等によっては、イからウに掲げる方法により他の安全な地域に避難する。

##### イ 市内避難

###### (ア) 公民館区内の避難施設への避難

状況	武力攻撃などの規模、危険な場所・範囲が限定的であり、地区内のより安全な場所へ避難（退避）して、一時滞在・宿泊を要する場合、又は武力攻撃などのおそれがなくなったものの、居住場所、ライフラインの破壊等により、住居にて生活ができなくなった場合
避難場所	公民館区内の避難施設（ただし、状況により他の近傍の公民館区への避難も考慮する。）
避難手段	徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が困難である要配慮者の避難に限り、自家用車又は公用車を補完的に使用することも考慮する。

###### (イ) 公民館区外の避難施設への避難

状況	公民館区内に安全な地域が求められないと判断する場合
避難場所	市内の避難施設
避難手段	公民館区内の市長が指示する集合場所に徒歩を原則として一時集合し、バス等の借上げ車両及び公用車（以下「借上げ車両等」という。）により、公民館区外の避難施設へ避難する。ただし、徒歩による避難が困難である要配慮者については、（ア）と同様とする。

##### ウ 県内（市外）避難又は県外避難

状況	市内に安全な地域が求められないと国対策本部長又は知事が判断した場合
避難場所	県内（市外）、県外の避難施設
避難手段	市内の他の避難施設への避難はイ(イ)と同様とする。 市長が指示する集合場所に徒歩を原則として一時集合し、借上げ車両等により県内又は県外の避難施設へ避難する。ただし、徒歩による避難が困難である要配慮者の避難は、イ(ア)と同様とする。

(2) 避難の指示の単位

- ア 避難の指示に当たっては、市があらかじめ定める避難地区の名称を用いる。
- イ 避難する地域が市内全域である場合は、市名のみを用いる。

(3) 指定公共機関等からの車両借上げ

市長は、避難誘導の実施に当たり、運送業者である指定公共機関等の車両の借上げが必要なときは、輸送条件を示して知事に要請する。

(4) 自家用車等の使用

市は、避難の実施に当たり、公用車及びバス等の指定公共機関等の輸送手段を補完するため、徒歩による避難が困難な要配慮者の避難に限り、所有者等の協力を得て、自家用車等を使用することも考慮する。

その自家用車等については、市は、避難地区ごとに地区内の要配慮者の実態を考慮し、その輸送に適した車両等の把握に努める。

(5) 船舶又は航空機による避難

市は、交通途絶等により陸上輸送が困難な地域が発生した場合、又は遠方への避難住民の輸送のために必要な場合は、県に報告し、船舶又は航空機による避難についての協議を行う。

(6) 避難に当たって配慮すべき事項

ア 武力攻撃事態等の類型に応じた避難のあり方

(ア) 地上部隊が航空機や船舶により着上陸する攻撃の場合

市は、大規模かつ広域的住民避難が行われることから、混乱発生の防止に努める。

(イ) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

武力攻撃がまさに行われている場合には、市は、住民を屋内に一時的に避難させ、移動の安全が確認された後、他の安全な地域への避難を行う。この場合、市、消防機関、県、県警察、海上保安庁及び自衛隊との間で適切に役割分担し、避難住民の誘導を行う。市は、武力攻撃災害の兆候等を覚知した場合は、速やかに関係機関に通知するとともに、必要に応じて、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を講じる。

(ウ) 弾道ミサイル攻撃の場合

避難の指示を受けた市は、屋内避難をさせる際には、できるだけ、近傍の鉄筋コンクリート造等の堅ろうな施設や建築物の地階等に住民を避難誘導する。

その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難を実施する。

## 第4章 避難及び救援

### (エ) 航空機による攻撃の場合

弾道ミサイルの場合と同様、着弾後に被害状況を把握した上で、弾頭の種類に応じた避難を行うことになる。

攻撃当初における屋内避難に当たっては、市は、できるだけ、近傍の鉄筋コンクリート造等の堅ろうな施設や建築物の地階等に住民を避難誘導する。

その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難を実施する。

### (オ) NBC攻撃の場合

消防機関、県警察、海上保安庁及び自衛隊は、防護服を着用するなど隊員の安全を図るための措置を講じた上で、避難住民の誘導を行うものとする。

その際は、風下方向への避難を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため、手袋、帽子、ゴーグル、雨合羽、マスクなどを住民に着用させる。

また、被ばくの状況、汚染状況を確認し、被害の拡大を防止するため適切に対処する。

核攻撃の場合	<p>熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、地下施設等に避難させ、一定時間経過後、放射線の被害を受けない安全な地域へ避難させる。</p> <p>直接の被害は受けないものの、放射性降下物による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難するよう指示するとともに、外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて、風向きとなるべく垂直方向に避難させる。</p>
生物剤による攻撃の場合	<p>生物剤による攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難させる。</p> <p>また、ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講じる。</p>
化学剤による攻撃の場合	<p>化学剤による攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、屋内の外気からの密閉性の高い部屋又は汚染のおそれのない安全な地域に避難させる。</p> <p>また、化学剤は、一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難させる。</p>

### イ 自治会単位での避難のあり方

避難に当たっては、県と連携し、避難住民を可能な限り自治会単位で同一施設又は同一地域に収容できるよう配慮する。

### 3 避難の誘導の措置

#### (1) 避難実施要領の作成

市長は、知事から避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴いて、直ちに避難実施要領を定め、住民などに伝達する。

#### ア 避難実施要領に定める事項

(ア) 避難の経路、避難の手段、避難の手順、その他避難の方法に関する事項

(イ) 避難住民の誘導の実施方法、避難誘導責任者及び避難住民の誘導に係る関係職員の配置、その他避難の誘導に関する事項

#### イ アで定める避難実施要領の内容の伝達及び通知先

(ア) 住民及び関係のある公私の団体

(イ) 消防長、警察署長、海上保安部長等、自衛隊地方協力本部長、その他関係機関

#### ウ 避難実施要領作成の際の主な留意事項

(ア) 避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会など地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(イ) 避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

(ウ) 避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への避難方法を記載する。

(エ) 避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(オ) 集合後の自治会単位や近隣住民間などでの安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(カ) 集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導について可能な限り具体的に記載する。

(キ) 避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町、消防職員の配置及び担当業務を可能な限り明示するとともに、その連絡先等を記載する。

(ク) 要配慮者の避難誘導を円滑に実施するための対応方法について記載する。

(ケ) 要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

(コ) 避難誘導中に、避難住民へ水や食糧、医療等を提供するための支援内容について記載する。

(サ) 緊急連絡先を記述する。

## 第4章 避難及び救援

### (2) 避難住民の誘導

市長は、市の職員、消防長及び消防団長を指揮して次のとおり避難誘導を行う。なお、避難誘導に当たっては、要配慮者を優先することとし、自治会等の地域コミュニティと連携して、迅速かつ安全な避難の誘導に努める。

その際、自治会単位又は家族単位となるよう配慮する。

また、大規模な事業所で事業所単位での避難誘導が効果的な場合は、事業所の協力を得て、事業所単位での誘導も実施する。

ア 市内の避難施設への誘導

イ 自治会ごとの避難者名簿の作成

ウ 輸送車両の手配

エ 輸送車両による移動

### (3) 警察官等による避難住民の誘導の要請

市長は、避難住民を誘導するため必要があると認めるときは、次の者に警察官等による誘導を行うよう要請する。この場合、市長はその旨を知事に通知する。

また、市長は、警察署長等に直接要請ができない場合は、知事に対して警察官等による避難住民の誘導を求めるものとする。

なお、市長は、警察署長等とあらかじめ協議し、避難実施要領に警察官等が行う避難誘導について定める。

ア 当該市町の区域を管轄する警察署長 ... 警察官

イ 海上保安部長等 ... 海上保安官

ウ 国民保護措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の長 ... 自衛官

(国民保護法施行令第8条第2項で定められた自衛隊の部隊等の長に限る。)

### (4) 情報提供の要求

市長は、警察官等が避難の誘導を実施しているときは、警察署長等に対し、避難住民の誘導の実施状況に関し、必要な情報の提供を求める。

### (5) 必要な措置の要請

市長は、警察官等が避難の誘導を実施している場合において、避難住民の生命又は身体の保護のため緊急の必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察署長等に避難住民の誘導に関し必要な措置を講じるよう要請する。

### (6) 安全の確保のための措置

市長は、避難誘導を行う者に対し、二次災害が生じることがないように情報を集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

(参考) 避難の実施体制

事項 区分	実施責任者	内容	実施の基準
の 指 示	国対策本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要避難地域</li> <li>・避難先地域</li> <li>・関係機関が講ずべき措置の概要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の避難が必要であると認めるとき</li> </ul>
避 難 の 指 示	知事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要避難地域等</li> <li>・避難先地域</li> <li>・関係機関が講ずべき措置の概要</li> <li>・主要な避難経路</li> <li>・避難のための交通手段</li> <li>・その他の避難の方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国対策本部長が避難措置の指示をしたとき</li> <li>・知事が自ら当該避難地域の近接地域の住民も避難させることが必要であると認めるとき</li> </ul>
避 難 住 民 の 誘 導	市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記避難の指示の伝達</li> <li>・避難実施要領の策定 (避難の経路、手段、手順) (避難住民の誘導の実施方法) (関係職員の配置) (その他避難、誘導に必要な事項)</li> <li>・避難実施要領の内容の伝達・通知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事が住民に対し避難の指示をしたとき</li> </ul>
	市の職員 消防団員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難住民の誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長が避難誘導を実施するとき</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・警告、指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な事態が発生するおそれがあると認められるとき</li> </ul>
	消防吏員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難住民の誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長が避難誘導を実施するとき</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・警告、指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な事態が発生するおそれがあると認められるとき</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入禁止、退去の措置</li> <li>・道路上の車両等の除去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な事態が発生するおそれがあると認められ、警察官又は海上保安官がその場にはいないとき</li> </ul>
	警察官 海上保安官	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難住民の誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長の要請があったとき</li> <li>・知事の要請があったとき</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・警告、指示</li> <li>・立入禁止、退去の措置</li> <li>・道路上の車両等の除去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な事態が発生するおそれがあると認められるとき</li> </ul>
	自衛官	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難住民の誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長の要請があったとき</li> <li>・知事の要請があったとき</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・警告、指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な事態が発生するおそれがあると認められるとき</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入禁止、退去の措置</li> <li>・道路上の車両等の除去</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な事態が発生するおそれがあると認められ、警察官又は海上保安官がその場にはいないとき</li> </ul>	
県の職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難住民の誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長の要請があったとき</li> <li>・市長に避難住民の誘導の指示を行っても、所要の避難住民の誘導が市長により行われない場合</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警告、指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な事態が発生するおそれがあると認められるとき</li> </ul>	

## 第4章 避難及び救援

### 4 他市町村からの避難住民の受入れ

#### (1) 避難住民の受入れ

市長は、知事から他市町村からの避難住民の受け入れについて要請を受けた場合、避難住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難住民を受け入れる。

#### (2) 避難施設の開設

市長は、知事と協議し、知事があらかじめ指定した避難施設の内から、次の避難施設を優先して開設する。

なお、市長は、避難施設の開設状況について速やかに知事に情報を提供する。

ア 市所有の宿泊施設

イ 県及び市所有の公共施設

ウ 小中学校体育館。ただし、避難施設の収容能力を超える避難住民を受け入れる必要がある場合は、小中学校の校庭に天幕等を設置し仮避難施設として開設する。

#### (3) 避難住民に対する配慮

避難施設の管理者は、その運営に当たり、保健衛生面はもとより、人権の保護等幅広い観点から、避難住民の心身の健康維持及び人権に可能な限り配慮した対策を講じるよう努める。

### 5 要配慮者に対する配慮

#### (1) 市の措置

市長は、要配慮者が円滑に避難できるよう、あらかじめ収集した要配慮者に関する情報等を参考に、避難実施要領を作成する。

#### (2) 地域住民への協力要請

要配慮者が避難を行う場合は、避難誘導について地域ぐるみで協力・支援に努めるよう、その地域の住民に要請する。

#### (3) 病院、福祉施設等の措置

病院、老人福祉施設、障がい者福祉施設、保育所、その他自ら避難することが困難な者が入院し、又は利用している施設の管理者は、避難が円滑に行われるよう必要な措置を講じるよう努める。

### 6 知事に対する要請等

市長は、市職員などによる避難誘導が困難な場合、知事に対して、避難住民の誘導の補助を要請するものとする。なお、市が避難誘導を実施できず、知事が避難誘導を行う場合は、その避難誘導について可能な限り協力する。

## 7 的確な避難の実施

市長は、避難先地域において住民の受入れが完了するまで、避難住民の誘導を行う。その際、避難に遅れた者への対応について、次のとおり実施することに努める。

- (1) 消防吏員及び消防団員による救助隊を編成し、搜索及び救出に当たる。
- (2) 自ら編成する救助隊による搜索及び救出が困難なときは、市域を管轄する警察署長に連絡し、合同してこれらの活動に当たる。
- (3) 市の能力では搜索及び救出が困難であり、かつ、これらの活動に必要な車両、特殊機械器具等の調達を要するときは、知事に応援を要請する。

## 8 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

大規模集客施設や旅客輸送関連施設について、市は、関係機関及び施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等においても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

## 9 被災地域における動物の保護等

市は、動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）に対し、災害時においても動物の適正な飼養・保管に努めるよう要請するが、飼い主の分からない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、県が行う動物の保護・収容等に協力する。

## 10 避難の指示の解除

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を復帰させるための誘導その他の措置を講じる。

## 11 避難施設の運営

### (1) 施設の管理

市長は、避難施設を開設したときは、速やかに避難施設対応要員を置く。

### (2) 避難施設運営組織の結成要請

市は、避難施設の適正な運営を図るため、避難者自身による避難施設運営組織の早期結成を要請する。

### (3) 避難施設対応要員と避難施設運営組織との協議

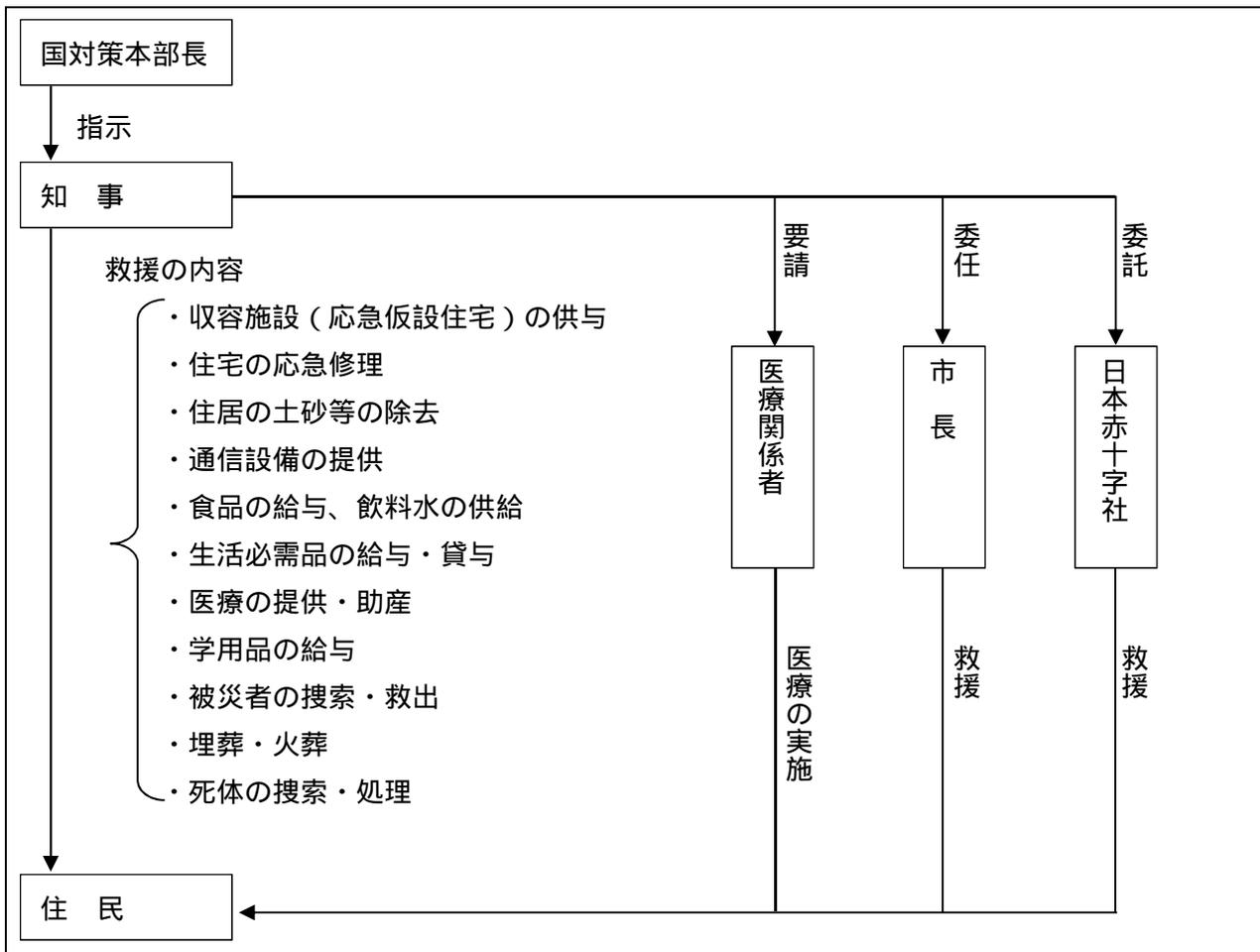
避難施設対応要員は、運営組織と市対策本部との連絡調整に当たる。

第2節 避難住民等の救援

1 救援の実施体制

(1) 救援の実施及び補助

市長は、知事からの救援事務の一部について委任された場合は、その事務の内容及び当該事務を行う期間において、自ら実施する。また、知事が行う救援についても、必要に応じてその事務を補助する。



(2) 救援の実施に必要な物資等の確保

市長は、知事から委任された救援の実施に必要な物資の確保又は土地の使用に当たっては、あらかじめ所有者等に対し物資の売渡しの要請を行い、又は土地等の使用に係る同意を得るものとする。

なお、被災等により当該物資又は家屋等が使用不能となっている場合など、正当な理由がないにもかかわらず当該所有者が応じない場合には、同意を得ないで物資の収用又は土地等の使用ができる。

## 2 救援の実施内容

市長は、国民保護法及び「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下、「救援の程度及び基準」という。)に基づき、次の救援事務について、知事から委任されたものについて、次のとおり実施する。

なお、この場合において、市長が必要と認めるときは、金銭を支給して実施することができる。

### (1) 収容施設(応急仮設住宅を含む)の供与

#### ア 避難施設

(ア) 収容する者は、避難住民又は武力攻撃災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

(イ) 原則として学校、公民館等の既存の建物を利用することとし、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋又は天幕を設置する。また、必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。

(ウ) 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置する。

#### イ 応急仮設住宅

(ア) 収容する者は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住宅が全壊、全焼又は流失し居住する住宅がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない者とする。

(イ) 入居に当たっては、自治会又は近隣者との関係が継続されるよう配慮する。

### (2) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住宅が半壊し、又は半焼した者で、自らの資力では応急修理ができない者に対し、住宅の居室等の応急修理を行う。

### (3) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石等の除去

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場、便所など日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に土石、竹木等の障害物があるため、一時的にその住宅に居住できない者で、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対し、土石等の除去を行う。

### (4) 電話その他の通信設備の提供

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対し、電話、ファクシミリ又はインターネットの利用を可能とする通信端末機器、その他必要な通信設備を、電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、避難施設等に設置し、利用させる。

## 第4章 避難及び救援

### (5) 炊き出しその他の方法による食品の給与及び飲料水の供給

#### ア 炊き出しその他の方法による食品の給与

避難施設に収容された者、武力攻撃災害により住宅に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示に基づき又は住宅に被害を受け、避難する必要のある者に対し、炊き出し等を行う。

#### イ 飲料水の供給

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により飲料水を得ることができない者に対し、その供給を行う。

### (6) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又はき損したため、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、その給与等を行う。

### (7) 医療の提供及び助産

#### ア 医療（施術者が行う施術を含む）の提供

(ア) 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療を受けることができない者に対して、応急的に処置する。

(イ) 医師等による救護班により行う。ただし、急迫した事情があり、止むを得ないと認められる場合は、病院、診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定する免許を受けたあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師（以下、これらの者を「施術者」という。）による施術のための施設をいう。）において行う。

#### イ 助産

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害のため助産を受けることができない者に対して行う。

### (8) 学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失し、又はき損したため、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対し、教科書等学用品の給与を行う。

### (9) 被災者の捜索及び救出

#### ア 捜索及び救出

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害のため生命及び身体が危険な状態にある者又は生死が不明の状態にある者の捜索及び救出を実施する。

## イ 安全の確保

捜索及び救出を実施する場合には、これらを実施する者の安全の確保に十分配慮し、県警察や消防機関等が行う捜索及び救出と十分な連携を図る。

## (10) 埋葬及び火葬

遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

また、福井警察署及び福井南警察署は、市と協力し、身元の確認、遺族等への遺体の引渡しに努める。

## (11) 死体の捜索及び処理

## ア 死体の捜索

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対し、捜索を行う。

## イ 死体の処理

武力攻撃災害により死亡した者について、死体に関する処理（埋葬等を除く。）を行う。

**3 日本赤十字社が行う救援**

## (1) 日本赤十字社の自主性の尊重

市長は、救援に対する協力、救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力についての連絡調整等の日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

## (2) 日本赤十字社との連携

市長は、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容に応じて、連携を図りながら、救援を実施する。

**4 避難者に対する配慮**

## (1) 健康への配慮

市は、環境の変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期に発見するため、県と協力して、相談員による巡回健康相談を実施する。

また、必要に応じて、健康相談等窓口の設置に努める。

## (2) 多様なニーズへの対応及び相談窓口の設置

市及び避難施設運営組織は、女性や子育て家庭、家庭動物などに配慮した生活環境の確保に努めるほか、避難施設内での巡回相談又は相談窓口の設置等により、避難者の支援ニーズを的確に把握するよう努める。

## 第4章 避難及び救援

### 5 要配慮者に対する配慮

#### (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与における配慮

市は、現状の施設状況を把握した上で必要と認める場合は、要配慮者の利用を考慮した施設のバリアフリー化に努める。

#### (2) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の設備や機器の設置における配慮

市は、設備や機器の設置に際しては、要配慮者に配慮する。

また、要配慮者にも災害情報が正確に伝達されるよう、次に掲げる事項に配慮する。

ア 電光文字表示装置、ラジオ又はテレビ（文字対応機器）、ファクシミリ等の設置

イ 手話通訳、外国語通訳等各種情報支援ボランティアの確保

ウ 情報提供・広報時の文字情報と音声情報の併用

#### (3) 収容施設内（応急仮設住宅を含む。）での配慮

市は、収容施設において要配慮者の人権を尊重し、介護等が受けられる場所をあらかじめ確保するとともに、飲料水、食品及び生活必需品等は、健康状態等に応じて確実に配布されるよう努める。

また、集団生活に適應できない要配慮者に対しては、避難所を別にするなどの配慮を行う。

#### (4) 支援ニーズの把握等

市は、収容施設（応急仮設住宅を含む。）において要配慮者の生活支援に配慮し、これを専門に行う介護等のボランティアを配置するなど、適切な運営体制を講じるよう努める。

また、避難施設内での巡回相談又は相談窓口の設置等により、収容施設内における要配慮者の支援ニーズを的確に把握するよう努める。

### 6 救援物資等の受入れ

#### (1) 救援物資等の公表

市は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を公表するよう努める。

#### (2) 救援物資の受入れ体制の整備

市は、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送などの体制を整備するよう努める。

#### (3) 救援物資に関する問い合わせ窓口の設置

市は、被災地又は避難先地域以外の場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口の設置及び被災地、避難先地域のニーズの広報に努める。

### 7 応急仮設住宅の建設予定地の選定

市長は、応急仮設住宅の設置に備え、建設予定地を定めておく。

## 第3節 緊急輸送

### 1 輸送力の確保

#### (1) 車両等の把握

市長は、動員できる車両及び船舶（以下「車両等」という。）をあらかじめ把握しておく。

#### (2) 知事に対する要請

市長は、避難時に車両等が不足する場合は、輸送人員、輸送区間などを示して、知事に応援を要請する。

### 2 指定地方公共機関による避難住民等の運送の要請

#### (1) 避難住民の運送の要請

市長は、必要に応じ、輸送人員、輸送区間などを示して、知事に対して運送事業者である指定地方公共機関に避難住民の運送を要請するよう求める。

#### (2) 緊急物資の運送の要請

市長は、必要に応じ、輸送量、輸送区間及び緊急物資の種類などを示して、知事に対して運送事業者である指定地方公共機関に運送を要請するよう求める。

#### (3) 安全の確保のための措置

市長は、運送事業者に運送の要請をするにあたり、当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を提供する等、その業務に従事する者に対し、安全の確保のための必要な措置を行う。

### 3 輸送ルート確保

#### (1) 被害状況等の把握及び情報提供

市は、県警察、自衛隊などの協力を得て、自ら管理する道路の被害状況、復旧見込み等の情報を把握し、県に情報提供を行う。

#### (2) 緊急輸送ルートの確保

市は、県が緊急輸送ルートを選定した場合は、その確保に努めるとともに、さらに計画的に道路の応急復旧を行うことにより、輸送機能の充実を図る。

### 4 燃料の確保

市は、県が行う緊急輸送用の車両等の燃料の確保に協力する。

## 第4節 交通の確保

### 1 実施責任者

(1) 交通支障箇所の応急復旧

市は、自ら管理する道路について、交通支障箇所の通報連絡及び応急復旧を行う。

(2) 交通規制に関する措置

交通規制に関する措置は、県公安委員会、警察署長及び警察官が行う。

なお、市が管理する道路について、破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められるときは、市が通行の禁止又は制限を行う。

### 2 交通支障箇所の通報連絡

市の管理する道路の支障箇所に係る連絡先は、次のとおりとする。

なお、国及び県が管理する道路等は、県より情報提供される。

- (1) 県対策本部長（ただし、県対策本部設置前には県関係課長）
- (2) 県土木事務所長
- (3) 関係警察署長

### 3 交通規制に関する措置

(1) 通行禁止区域等における消防吏員の措置等

消防吏員は、通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行の確保に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災対法第76条の3第4項の規定を準用し、当該区域等の車両その他の物件の移動等に必要な措置を行うことができる。

この場合において、消防吏員がこの措置を行ったときは、直ちに、当該命令又は措置をとった場所を管轄する警察署長にその旨を通知する。

(2) 交通規制情報の周知

市は、その管理する道路の交通規制情報について、県公安委員会及び警察署長を通じ、日本道路交通情報センター及び交通情報板等により規制の区域、区間、迂回路などを広報する。

### 4 緊急通行車両標章及び証明等の受領

市は、当該車両が国民保護措置に従事するため必要な車両であると認められるときは、あらかじめ県公安委員会に事前届出を行い、交付を受けた届出済証を県公安委員会に提示し、緊急通行車両標章及び証明書の交付を受ける。

## 5 応急の措置

市は、その管理する道路に被害が出た場合は、応急の復旧を図る。また、道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、区間を定めた通行の禁止又は制限について、関係警察署長に意見を聴くものとする。

ただし、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りではない。

## 6 交通情報の収集と広報活動

市は、国民保護措置に係る道路交通情報の収集及び広報について、県及び関係機関に協力する。



## 第5章 武力攻撃災害への対処等

### 第1節 生活関連等施設の安全確保

#### 1 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合に、生活関連等施設<sup>1</sup>の安全に関する情報、対応状況等の把握に努める。

#### 2 市長が管理する施設の警備の強化等

市は、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次のとおり管理する生活関連等施設の警備の強化その他安全の確保に関し、必要な措置を講じる。

##### (1) 対象

##### ア ガス工作物

ガス事業法第2条第13項のガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第3項の簡易ガス事業の用に供するものを除く。）

##### イ 水道施設

水道法第3条第2項の水道事業又は同条第4項の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であって、これらの事業のため1日につき10万立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの

##### ウ 危険物質等の取扱所

国民保護法第103条第1項の危険物質等の取扱所

#### 1 生活関連等施設

国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

その安全を確保しなければ、周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

## 第5章 武力攻撃災害への対処等

### (2) 安全確保に関する措置

武力攻撃のおそれが高まった時の措置

- ア 構内に公衆がみだりに立ち入らないよう、柵、塀及び有刺鉄線を点検、補修し強化に努める。
- イ 構内への出入り者の監視、管理を強化する。
- ウ 構内への関係者以外の立入りを禁止する。
- エ 構内の巡視、点検を強化する。
- オ 警備員の増強を図る。
- カ 県警察へ事業所及び事業所敷地周辺部の警備を要請する。
- キ 不測事態への対応手順の確認をする。
- ク 特にガス工作物においては、防消火設備を増設する。
- ケ 特に水道施設においては、応急復旧体制や応急給水体制について確認する。
- コ 水道施設においては、水源の監視を強化する。
- サ 危険物質等の取扱所においては、危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための対応手順を確認する。
- シ 備品、薬品の管理を強化する。
- ス 施設関係図面の管理を徹底する。
- セ 水質管理の徹底、監視を強化する。

### 3 市長が管理するその他の施設の警備の強化等

市は、本節2 - (1)に定める以外の生活関連施設について、本節2 - (2)に準じた安全確保に関する措置を講じるものとする。

### 4 所轄警察署、消防機関等に対する支援依頼

市長は、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、その管理に係る生活関連等施設の安全の確保のために必要な支援を求めるものとする。

### 5 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあった場合は、指導、助言、資機材の提供、職員の派遣等必要な支援を行う。なお、管理者から支援の求めがない場合でも、必要と認めた場合は支援を行う。

## 第2節 危険物質等に係る災害への対処

### 1 危険物質等に係る災害防止のための措置

市長は、引火又は空気中への飛散等により、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある次の危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、本節2から本節4までに定める措置を講じる。

種別	対象
(1) 危険物	消防法第2条第7項の危険物（同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。）
(2) 毒物、劇物	毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取扱者が取り扱うものに限る。）
(3) 火薬類	火薬類取締法第2条第1項の火薬類
(4) 高圧ガス	高圧ガス保安法第2条の高圧ガス（同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。）
(5) 核燃料物質等	原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第1項に規定する原子力事業者等が所持するものに限る。）
(6) 核原料物質	原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8第1項第3号に規定する核原料物質を除く。）
(7) 放射性同位元素等	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及び同法第1条に規定する放射性汚染物（同法第32条に規定する許可届出使用者等（同法第28条第7項の規定により同項の許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出賃貸業者または許可廃棄業者とみなされる者および当該みなされる者から運搬を委託された者を含む。）が所持するものに限る。）
(8) 毒薬、劇薬	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）
(9) 事業用電気工作物内の高圧ガス	電気事業法第38条第3項の事業用電気工作物（発電用のものに限る。）内における高圧ガス保安法第2条の高圧ガス（当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。）
(10) 生物剤、毒素	細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止ならびに廃棄に関する条例等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。）
(11) 毒性物質	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第1項の毒性物質（同法第7条第1項の許可製造者、同法第12条の許可使用者、同法第15条第1項第2号の承認輸入者及び同法第18条第2項の廃棄義務者並びに同法第24条第1項から第3項まで（同法第26条及び第27条において準用する場合を含む。）又は同法第28条の規定による届出をした者が所持するものに限る。）

## 第5章 武力攻撃災害への対処等

### 2 危険物質等取扱所の警備の強化

市長は、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取り扱う者（以下「危険物質等の取扱者」という。）に対し、危険物質等取扱所の警備の強化を求めるものとする。その際、県に対しその措置を講じたことを報告する。

### 3 措置の要請

市長は、本節 1 - (1)に定める危険物のうち、市域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所において、貯蔵し、又は取り扱うものについて、緊急の必要があると認めるときは、危険物の取扱者に対し、次の措置を講ずべきことを命ずるものとする。

- (1) 消防法第 12 条の 3 に基づく、危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- (2) 国民保護法施行令第 29 条に基づき、危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時停止又は制限
- (3) 国民保護法施行令第 29 条に基づき、危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄。ただし、この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が行う武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号。以下「事態対処法」という。）第 2 条第 7 号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置は含まない。

### 4 報告の求め

市長は、本節 3 の措置を講ずべきことを命ずるため必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の管理状況について報告を求める。

### 第3節 石油コンビナート等に係る災害への対処

武力攻撃に伴って発生した福井臨海地区石油コンビナート等特別防災区域に係る災害に関しては、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）の規定を適用して対処する。このため、運用は『福井県石油コンビナート等防災計画』及び『福井市地域防災計画』の定めによる。

なお、当該計画で定める災害応急措置等に関連して、国民保護法第104条により読み替えた石油コンビナート等災害防止法の関係条文は次のとおりである。

#### （異常現象の通報義務）

第23条 特定事業所においてその事業の実施を総括管理する者は、当該特定事業所における出火、石油等の漏洩その他の異常な現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、石油コンビナート等防災計画（特定事業者が指定公共機関又は指定地方公共機関である場合にあっては、その国民の保護に関する業務計画及び石油コンビナート等防災計画）の定めるところにより、その旨を消防署又は市町村長の指定する場所に通報しなければならない。

2 消防署長又は市町村長は、前項の通報を受けた場合には、直ちに、当該市町村の国民の保護に関する計画及び石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その旨を都道府県知事、石油コンビナート等防災本部、警察署、海上警備救難機関その他の関係機関に通報しなければならない。

#### （自衛防災組織等の災害応急措置）

第24条 特定事業者は、その特定事業所において前条第1項に規定する異常な現象が発生したときは、直ちに、防災規程、共同防災規程及び石油コンビナート等防災計画（特定事業者が指定公共機関又は指定地方公共機関である場合にあっては、その国民の保護に関する業務計画及び石油コンビナート等防災計画）の定めるところにより、当該特定事業所の自衛防災組織及び共同防災組織に災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行わせなければならない。

2 前項の特定事業所が所在する特別防災区域の他の特定事業者は、石油コンビナート等防災計画（特定事業者が指定公共機関又は指定地方公共機関である場合にあっては、その国民の保護に関する業務計画及び石油コンビナート等防災計画）の定めるところにより、その特定事業所の自衛防災組織を派遣する等同項の特定事業所における災害の拡大の防止に協力しなければならない。

#### （災害応急措置の概要等の報告）

第26条 特定地方行政機関（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第9条に規定する国の行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。以下同じ。）の長、都道府県知事、市町村長、特定事業者その他法令の規定により特別防災区域に係る災害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を実施する責任を有する者は、発生した災害の状況及びその実施した措置の概要について、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画及び石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、都道府県知事及び石油コンビナート等防災本部に逐次報告しなければならない。

## 第4節 放射性物質等による汚染の拡大の防止

### 1 汚染の拡大を防止する措置

市長は、武力攻撃に伴って、放射性物質、放射線、サリン等若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、生物剤、毒素又は危険物質等による汚染（以下「汚染」という。）が生じ、知事から協力の要請をされた場合において、特に必要があると認めるときは、関係機関と連絡調整を行った上で次の措置を講じる。

対象物件等	措置
1 飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 (1) 移動の制限 (2) 移動の禁止 (3) 廃棄
2 生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 (1) 使用の制限又は禁止 (2) 給水の制限又は禁止
3 死体	(1) 移動の制限 (2) 移動の禁止
4 飲食物、衣類、寝具その他の物件	(1) 廃棄
5 建物	(1) 立入りの制限 (2) 立入りの禁止 (3) 封鎖
6 場所	(1) 交通の制限 (2) 交通の遮断

### 2 名あて人に対する通知

市長は、本節1表中1から4の措置を講じるときは、当該措置の名あて人に対し、次の事項を通知する。

ただし、当該措置を講ずべき差し迫った必要がある場合は、当該措置の後相当の期間内に、当該措置の名あて人に通知するものとする。

- (1) 当該措置を講じる旨
- (2) 当該措置を講じる理由
- (3) 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体
- (4) 当該措置の対象となる時期
- (5) 当該措置の内容

### 3 措置の内容等の掲示

市長は、本節1表中5から6の措置を講じるときは、適当な場所に次の事項を掲示する。

ただし、当該措置を講ずべき差し迫った必要がある場合は、現場における指示をもって、当該措置の掲示に代えるものとする。

- (1) 当該措置を講じる旨
- (2) 当該措置を講じる理由
- (3) 当該措置の対象となる建物又は場所
- (4) 当該措置の対象となる時期
- (5) 当該措置の内容

### 4 措置に必要な土地等への立ち入り

市長は、本節1の規定による措置を講じるため必要があると認めるときは、市の職員に他人の土地、建物その他の工作物又は船舶若しくは航空機（以下、この節において「土地等」という。）に立ち入らせることができる。

なお、市の職員に、他人の土地等に立ち入らせようとするときは、あらかじめその旨を当該土地等の占有者又は所有者に通知する。

他人の土地等に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

### 5 安全の確保

市長は、その職員が汚染の拡大を防止する措置に従事するに当たり、安全の確保に関し十分配慮する。

## 第5節 災害拡大の防止措置

### 1 市長による指示

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示するものとする。

### 2 指示の要請

市長は、必要に応じて、警察署長又は海上保安部長等に対して、本節1の規定による指示の要請をするものとする。

## 第6節 退避の指示

### 1 退避の指示

#### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、武力攻撃災害から、住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民に対し、退避（屋内への退避を含む。）をすべき旨を指示する。この場合において、必要があるときは、その退避先を指示する。

また、市長は、退避の指示をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知する。

#### <市長が退避の指示をする例>

国に武力攻撃が発生したという情報が伝わる前に、実際に武力攻撃が始まり、住民の安全確保を図る上で、国からの住民避難の指示を待たずに、一刻も早く危険な地域から避難させることが必要となる場合

#### (2) 住民への周知

市長は、退避の指示を行った場合は、消防機関の協力を得て、防災同報無線の屋外サイレン、広報車等により住民に退避することを呼びかける。

#### (3) 退避の指示の解除

市長は、退避の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、速やかにその旨を知事に通知する。

### 2 警察官等による退避の指示

市長は、必要に応じて、警察官又は海上保安官に退避の指示をすることを要請するものとする。

## 第7節 警戒区域の設定

### 1 市長による設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処に関する措置を講じる者以外の者に対し、警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずることができる。

<市長が警戒区域を設定する例>

ミサイル攻撃により発生した火災が人家に迫っている場合や、不発弾が落ちていつ爆破するか分からないという場合

### 2 警察官等による区域の設定

市長は、必要に応じて、警察官又は海上保安官に対して、警戒区域を設定することを要請するものとする。

## 第8節 消防に関する措置等

### 1 消防機関との連携

市は、消防機関が武力攻撃災害を防除するため、円滑に消火、救急救助等の活動を行うことができるよう、消防機関と緊密な連携を図る。

### 2 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全に配慮しつつ、消火、救急救助等の活動を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防局及び消防署は、その装備、資機材、人員、技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ、地域の実状に即した活動を行う。

### 3 消防に関する措置

#### (1) 市が被災している場合

- ア 市は、区域内における消火活動及び救急救助活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるものとする。また、市長は、必要に応じて国や他の地方公共団体の長等に応援を要請する。
- イ 市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受け入れに関して必要な事項の調整を行う。

#### (2) 市が被災していない場合

市長は、被災地方公共団体の長等からの応援要請若しくは指示、消防庁長官からの指示又は相互応援協定等に基づき、消火活動及び救急救助活動の応援を迅速かつ円滑に実施する。

### 4 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、傷病者の搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について、医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

### 5 安全の確保

#### (1) 安全の確保のための措置

市長は、消火活動及び救急救助活動等を行う要員に対し、二次被害が生じることのないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、関係機関とともに現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

#### (2) 情報の収集及び提供等

市長は、市が被災していない場合で、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、必要な防護資機材・設備・薬剤などに関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

#### (3) 消防団が行う活動

消防団は、施設、装備、資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防局と連携しその活動支援を行うなど、団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

#### (4) 特殊標章等の交付

市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

## 第9節 防疫対策

### 1 防疫対策の実施

市は、武力攻撃災害に伴う生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等に起因する感染症の発生及びまん延を防止するため、被災地及びその周辺の防疫を実施する。この場合において、市の被害が甚大で市単独では実施不可能である場合、県に応援を求める。

#### (1) 情報の収集及び防疫活動の体制整備

市は、県健康福祉センター等の関係機関と連携し、被災地の状況を把握するとともに、被災の規模及び態様に応じて、迅速な防疫活動ができる体制を整備し、所要の動員計画を定め、必要に応じて適切な行動を行うものとする。

#### (2) 予防教育及び広報

市は、パンフレットの配布や報道機関等の協力を得て、予防教育及び広報活動を行う。

#### (3) 感染症予防対策の実施

市は、感染症の発生及びまん延を未然に防止するため、避難施設又は衛生状態の悪い地区を中心に、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族又は昆虫等の駆除等の感染症予防対策を実施する。

#### (4) 検病調査及び健康診断

市は、県が検病調査班を編成して行う検病調査及び健康診断に対して、詳細な現況報告等について協力する。この場合の調査は、集団避難施設の避難者や応急仮設住宅の入居者に対して重点的に実施する。

#### (5) 感染症発生時の対策

市は、被災地において感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、家屋、台所、便所、排水溝などの消毒を実施する。

#### (6) 臨時予防接種

市は、県が実施する臨時予防接種の実施に協力する。

#### (7) 知事の指導及び指示

知事が感染症の予防上必要と認めて、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族又は昆虫等の駆除等の指示を行った場合、市長は、被災の規模、態様に応じ、その範囲及び期間を定めてこれを速やかに実施する。

## 第5章 武力攻撃災害への対処等

(参考) 防疫活動の実施方法(例)

消毒	(1) 汚水などで汚染された台所、炊事場、便所等などは、逆性石けん液やクレゾール石けん液などの消毒薬を状況に応じて用い、床下等の湿潤の場所には石灰を散布して消毒を行う。 (2) 給水施設として井戸を使用した場合における井戸の消毒は、次亜塩素酸ナトリウムを使用する。
駆除	汚染地域の蚊、はえ等の発生場所に対する薬剤の散布及び発生原因の除去を行う。必要に応じ、ねずみ族及び昆虫等の駆除を行う。

### 2 食品衛生の監視指導

市は、被災地における食品関係業者及び臨時給食施設の実態を把握し、被災者に対して安全で衛生的な食品が供給されるよう県が実施する衛生監視指導等に協力する。

#### (1) 食中毒等事故発生の防止

市は、県健康福祉センターその他関係機関との密接な連携をとり、食中毒等事故の発生の防止に努める。

#### (2) 不良食品の販売供給の防止

市は、県健康福祉センターが実施する乳処理場、魚介類販売業、食肉販売業、食品の冷凍冷蔵業、飲食店などの重点的監視及び保存又は製造されている食品の検査に協力し、不良食品の販売供給の防止に努める。

#### (3) 弁当等の供給時の措置

市は、避難所への弁当等の供給に当たって、食中毒発生防止のため、次の措置を講じる。

- ア 温度管理に留意し、弁当等を搬送する。
- イ 早期飲食のため、弁当等の搬送時間を調整する。
- ウ 避難者等に対し、早期飲食を指導する。

### 3 家畜の防疫

市は、県が実施する、被災地の畜舎等施設の被害、家畜の状況に関する調査及び防疫に協力するものとする。

#### 4 報告及び記録の整備

##### (1) 防疫に関する報告及び記録

市長は、防疫に関し次の書類を県に報告するとともに記録を整備保存する。

ア 災害防疫活動状況報告書

イ 防疫経費所要金額及び関係書類

ウ 各種防疫措置の指示命令に関する書類

エ 防疫作業日誌（作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間、実施後の反省その他参考事項を記載する。）

##### (2) 予防接種等に関する書類等の保存

市は、防疫のため、予防接種等を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備保存する。

ア 清潔及び消毒状況記録簿

イ 隔離状況記録簿

ウ 防疫薬品資材受払簿

エ 臨時予防接種状況記録簿

オ 防疫関係支払証拠書類及び備蓄薬品等払出証拠書類

カ 防疫関係機械器具修繕費支払簿

## 第10節 廃棄物対策

### 1 実施責任者

市長は、被災地におけるごみ及びし尿の収集、運搬、処分などの廃棄物処理を実施する。この場合において、市単独で実施できないときは、県や他の市町からの応援を得て実施する。

### 2 ごみ等の処理

#### (1) 処理体制

ア 市は、被災地のごみ等（廃棄物のうち、し尿及び動物の死体を除く。以下同じ。）の発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制をとる。

イ 市は、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行う。

ウ ごみ等の処理は、可能な限り現有の体制で実施するが、市の処理能力以上のごみの排出量が見込まれ、市のみでは対応ができない場合は、市長は、人員の派遣や処理施設の使用などについて、知事又は近隣市町長へ応援を要請する。

エ 市長は、環境大臣が、生活環境の悪化を防止することが特に必要と認めて指定した特例地域においては、許可を受けていない者に、特例基準<sup>1</sup>で定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせるものとする。

この場合、これらの者により、特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示するものとする。

#### 1 特例基準

環境大臣が定める、廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準

#### (2) 処理方法

ごみ等の処理は、焼却のほか、必要に応じて埋立て等の環境影響上支障のない方法で行う。

なお、施設的能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

また、倒壊家屋等の除去作業については、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮する。

### 3 し尿処理

#### (1) 処理体制

市は、し尿の発生量について、発生箇所、利用人員等を総合的に判断し、適切な処理体制をとる。特に、仮設トイレ、避難施設のくみ取り便所については、貯蓄容量を超えることがないように配慮する。

機材、人員が不足する場合には、ごみ処理に準じ応援要請を行う。

#### (2) 処理方法

##### ア 収集運搬

被災の状況に応じて集中的に簡易便所を配置するとともに、し尿処理委託業者の清掃車（バキュームカー）を動員し、し尿を能率のかつ衛生的に収集し処理場に運搬する。

ただし、収集を要するし尿の量が、し尿処理委託業者の収集能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、県及び関係機関に応援を要請し、清掃車（バキュームカー）及び作業員を確保して収集運搬するものとする。

##### イ 処理

被災地から収集したし尿は、通常の処理と同様に、し尿処理施設において衛生的に処理するものとするが、一時的に大量のし尿が運搬され、し尿処理施設の処理能力を超える場合は、県を通じて近接の市町長に依頼し、依頼先の処理施設に搬入し処理するものとする。

ただし、被災が広域にわたり、かつ感染症が発生するなど、緊急処理を要する場合で、他市町の処理施設を利用して処理する時間的余裕がないときは、処理施設選定基準により選定し、確保した処理施設において衛生的に埋没処理するものとする。

### 4 死亡獣畜処理

死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊などが死亡したもの）の処理は、市及び死亡獣畜所有者が、福井健康福祉センターの指示、立会いのもとに次の方法で処理する。

(1) 移動できるものは、適当な場所に集めて埋却、焼却等の方法で処理する。

(2) 移動できないものについては、その場で個々に処理する。

(3) いぬ・ねこ・家きん類のへい死したものの処理についても、上記の方法による。

## 第11節 生活の安定に関する措置

### 1 生活関連物資等の確保

市は、武力攻撃事態等において、関係業界団体等と連携を図り、次の表に掲げる生活関連物資等の安定供給に努める。

区分	内容	
生活必需物資	飲料水	飲料水、清涼飲料水
	食品	パン類、小麦粉、米、野菜、鮮魚、食肉、鶏肉、牛乳、みそ、醤油、食用油、砂糖、塩、インスタント食品、粉ミルク
	生活必需品	寝具、外衣、肌着、タオル、紙おむつ、ズック靴、洋傘、雨合羽、鍋、釜、食器、ガスコンロ、バケツ、洗剤、マッチ、ローソク、懐中電灯、プロパンガス、灯油、軽油、重油、ガソリン、ティッシュペーパー、トイレトペーパー
	医療品	医療品
災害復旧用資材	亜鉛鉄板、ブリキ板、ベニア板、鉄線、釘、ロープ、セメント、コンクリートブロック、瓦、煉瓦、板ガラス	
災害復旧用器材	ショベル、スコップ、ハンマー、ツルハシ、金づち、のこぎり	
防災業務用薬剤	化学消火剤、油処理剤、その他これに類するもの	
事業用資材	石油、石炭等の原材料、燃料 その他の事業用資材のうち特に必要と認めるもの	

### 2 物資の需給状況及び価格動向の把握

市は、県及び関係機関と連携し、平常時から生活関連物資等の価格及び需給状況の監視調査を行うとともに、被災地の避難住民等の生活相談を通じてその動向を把握し、必要な指導を行う。

### 3 生活関連物資等の価格の安定

市長は、生活関連物資が不足、又は高騰し、若しくはそのおそれがある場合は、当該物資の生産、集荷及び販売を業とする者又は関係団体に対して当該物資を円滑に供給し、適正な価格で販売するよう協力を求める。

### 4 応急復旧に関する支援

#### (1) 応急復旧

市長は、その管理に係る施設及び設備について武力攻撃災害による被害が発生したときは、応急復旧のため必要な措置を講じる。(詳細については、第6章第1節1に定める。)

(2) 県に対する支援要請

市長は、上記(1)の応急復旧を行うに当たり、高度な技術を要し、また、物資資材が不足し、十分な措置を講じることが困難な場合には、知事に支援を求めるものとする。

## 第12節 補償及び費用負担

### 1 収用等の処分に伴う損失補償

市は、次に掲げる処分により通常生ずべき損失を補償する。

- (1) 知事から救援の事務の委任を受け、市長が行う特定物資の収用及び保管命令
- (2) 知事から救援の事務の委任を受け、市長が行う土地、家屋又は物資の使用
- (3) 市長が行う土地、建物その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

### 2 損害補償

市は、次に掲げる市の協力要請を受けて国民保護措置の実施に協力をした者が、そのために死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

- (1) 避難住民の誘導又は復帰への協力要請
- (2) 救援への協力要請
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力要請
- (4) 保健衛生の確保への協力要請

### 3 損失補てん

市は、次に掲げる県の総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって、市が損失を受けたときは、その損失の補てんを県に請求する。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りでない。

- (1) 県対策本部長が市に対して行う総合調整
- (2) 知事が市長に対して行う避難の誘導又は避難住民の復帰のための措置を行うべきことの指示

### 4 費用の負担

#### (1) 費用の負担

市は、国民保護措置その他国民保護法の規定に基づいて実施する措置に要する費用を支弁する。

#### (2) 他の地方公共団体の長等の応援に係る費用の負担

市長は、他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合は、当該応援に要した費用を支弁する。

(参考)

(1) 国の負担

避難、救援及び武力攻撃災害への対処の措置に通常要する費用並びに本節に規定する補償等に要する費用で、市が支弁したものは、次に掲げる費用を除き、国が負担することとされている。

ア 市の職員の給料及び扶養手当その他国民保護法施行令第48条で定める手当

イ 市の管理及び行政事務の執行に要する消耗品費、通信費その他の費用（国民保護措置の実施により増加し、又は新たに必要となったものを除く。）

ウ 市が施設の管理者として行う当該施設の維持管理に通常要する費用

(2) 共同訓練に係る費用の負担

国との共同訓練に係る費用は、次に掲げる費用を除き、国が負担することとされている。

ア 市の職員の給料及び手当

イ 市の管理及び行政事務の執行に要する消耗品費、通信費その他の費用（訓練の実施により増加し、または新たに必要となったものを除く。）

ウ 市が施設の管理者として行う当該施設の維持管理に通常要する費用

第13節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

1 武力攻撃原子力災害への対処

(1) 発生時の通報

ア 原子力防災管理者が行う通報

原子力防災管理者は、次に掲げる場合には、直ちに放射性物質または放射線が外部に放出され、または放出されるおそれがあると認める事実（以下「放射性物質等の放出等」という。）がある場合には、次のとおり通報することとされている。

また、原子力防災管理者から通報を受けた知事は次のとおり通知することとされている。

(ア) 「武力攻撃事態等」において、「武力攻撃」に伴って、原子力発電所から放射性物質等の放出等がある場合は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、知事、所在市町の長及び所在市町に隣接する市町を包括する府県（以下「関係隣接府県」という。）の長

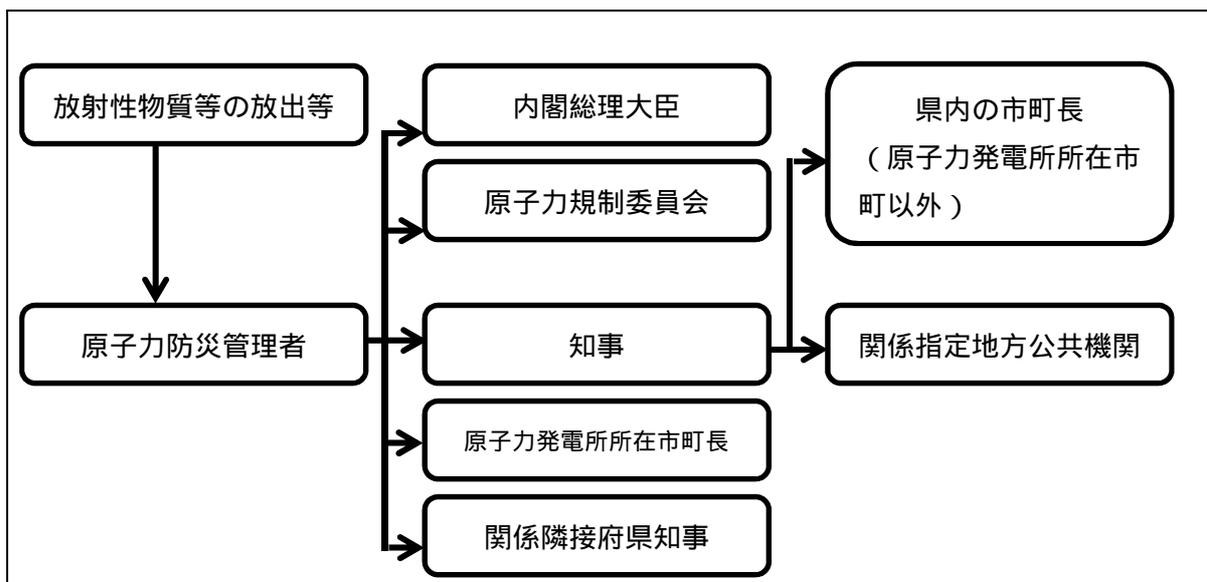


図 通報、通知のフロー

(イ) 「武力攻撃事態等」において、「武力攻撃」に伴って、県内において「事業所外運搬」に使用する容器から放射性物質等の放出等がある場合は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、知事及び当該事実が発生した場所を管轄する市町長

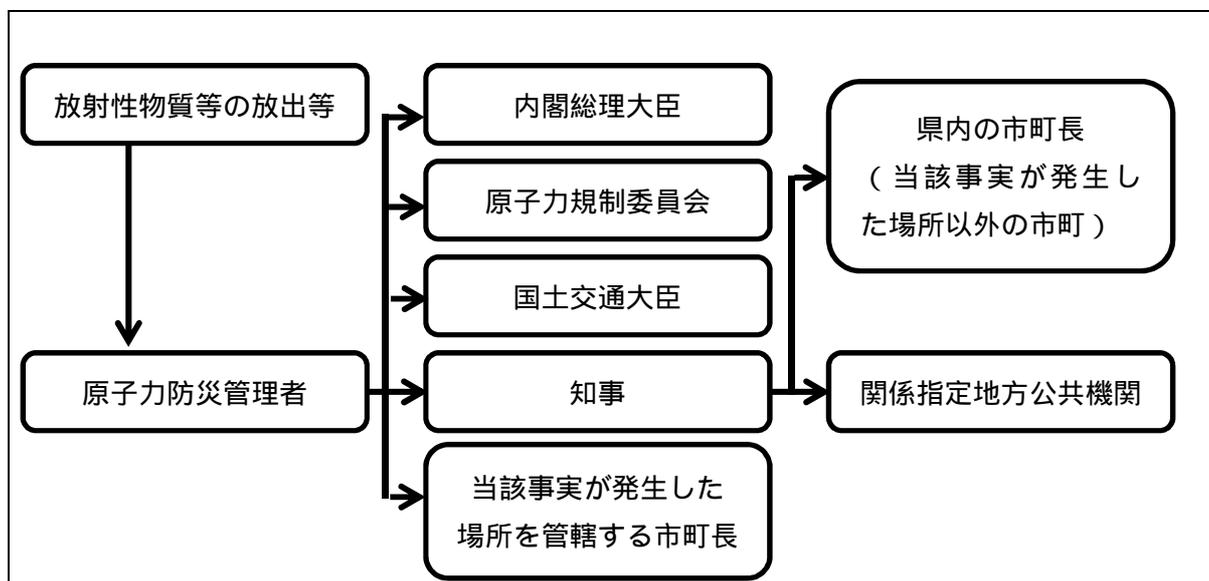


図 通報、通知のフロー

#### イ 市長が行う通知

市長は、アによる通報又はアによる通報を受けた知事から通知を受けたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣、原子力規制委員会及び知事（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣及び知事）に通報する。

このほか、「福井市地域防災計画（原子力災害対策編）」の定めにより、住民、関係のある公私の団体及び市の他の執行機関に通知する。

#### ウ 安全への配慮

市長は応急対策、事後対策、情報の収集等の措置を講じる者の安全の確保に関し、十分配慮する。

#### エ 原子力事業者への要請

市長は、原子力事業者に対して、事後対策が的確かつ迅速に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を要請するものとする。

#### (2) 放射性物質等の放出に係る応急対策及び事後対策

放射性物質等の放出等に対するモニタリング体制、飲食物の摂取制限、安定ヨウ素剤の予防服用、被ばく医療体制、避難の実施、スクリーニング及び除染の実施等については、「福井市地域防災計画（原子力災害対策編）」の定めるところによる。

## 第5章 武力攻撃災害への対処等

### 2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を次のとおり講じる。

#### (1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合において、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

#### (2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講じる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講じる。

#### (3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報について報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

#### (4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講じる。

##### ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

##### イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

また、市は、生物剤を用いた攻撃の特殊性<sup>1</sup>に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署

等と緊密な連携を取り合い、感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 汚染の拡大の防止

本章「第4節 放射性物質等による汚染の拡大の防止」により、汚染の拡大を防止する。

(参考)

1 生物剤を用いた攻撃の特殊性

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。



## 第6章 施設の復旧と生活の安定

### 第1節 被災施設及び被災地の復旧

#### 1 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定める。

##### (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全を確保した上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

##### (2) 通信機器の応急復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、関係機関との通信連絡機器に被害が発生した場合には、速やかな復旧措置を講じる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により、関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

##### (3) ライフライン施設の応急復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講じる。

##### (4) 道路、漁港施設等の応急復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設などについて、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講じる。

##### (5) 県に対する支援要請

市は、応急復旧のための措置を講じるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求めるものとする。

#### 2 武力攻撃災害の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、復旧に関する資料等の整備等を行うとともに、施設の復旧事業が早期に実施できるよう努める。

## 第6章 施設の復旧と生活の安定

### 3 計画的復興

市は、大規模な武力攻撃災害により壊滅的な被害を受けた被災地を復興するに当たって、都市構造、産業基盤等の改変を伴う大事業となることから、あらかじめ県と連携して事業を円滑かつ迅速に実施するための復興計画を策定し、関係機関との調整に努める。

また、復興のための市街地の整備改善については、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）を活用するとともに、災害に強いまちづくりについて、できるだけ速やかに住民の合意を得た上で、土地区画整備事業、市街地再開発事業等を実施することにより、安全で快適な市街地づくりに努める。

### 4 財源の確保

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国、県への支援要請を行うとともに、起債の措置等を講じることにより、災害復旧事業の早期実施に努める。

## 第2節 生活の安定

### 1 住宅の確保

#### (1) 住環境の改善

市は、県と連携し、武力攻撃により住宅に被害を受けた者の住環境の改善が早期に図れるよう必要な支援を行う。

#### (2) 住宅の供給

市は、損壊した公営住宅を速やかに補修するとともに、県と連携して公営住宅の供給計画を早急に見直すことにより、被災者に対する住宅の供給を図る。

### 2 被災した児童生徒等に対する教育

市は、県と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、被災した児童生徒等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧などの適切な措置を講じる。

### 3 雇用機会の確保

#### (1) 雇用の安定

市は、武力攻撃災害による離職者の把握に努めるとともに、公共職業安定所を通じて、速やかにその者の就職のあっせんを行うことにより、雇用の安定に努める。

#### (2) 職業訓練の実施

市は、被災者の就職を支援するため、県の行う職業訓練に協力する。

### 4 相談窓口の開設

#### (1) 武力攻撃被災者総合相談センターの開設

市は、被災者からの相談、問合せ等に対応するため、既存の相談窓口において対応するほか、被災地に相談窓口を一元化した県市合同の「武力攻撃被災者総合相談センター」を開設することにより、被災者がワンストップで相談できるように配慮する。

#### (2) 訪問相談の実施

「武力攻撃被災者総合相談センター」においては、被災者の便宜を図るため、窓口における相談のほか、被災地域を巡回する訪問相談を実施する。

## 第6章 施設の復旧と生活の安定

### 5 金融措置

#### (1) 地方税の減免及び徴収猶予

市は、被災者に対し、地方税法又は福井市市税賦課徴収条例により、市税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免などそれぞれの事態に応じて、適宜、適切な措置を講じる。

#### (2) 融資対策

市は、被災者の生活再建、被災地における産業の復興等を図るために必要な資金の融資対策を講じる。

### 6 流通機能回復

#### (1) 商品の確保

ア 市は、生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を把握し、不足があれば、国、県、他市町村及び企業などと協議し、速やかに必要量を確保するよう努める。

イ 市は、物流の確保を図るため、市が管理する道路等について速やかな施設の復旧を行う。

#### (2) 消費者への情報の提供

市は、県と連携し、生活必需品その他の商品の価格及び需給状況の動向並びに販売場所等の必要な消費者情報を提供する。

#### (3) 各種市場、取引所などの再開

市は、県及び各関係機関と連携し、各種市場、取引所などがその施設及び設備を復旧し、速やかに営業が再開することができるよう、指導及び支援を行う。